

Title	山川の神々(三):「山海経」の研究
Sub Title	The gods of the mountains and the waters in ancient China : researches on the "Shan-hai-Ching (山海経) (III)
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1969
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.2 (1969. 11) ,p.29(163)- 78(212)
JaLC DOI	
Abstract	<p>山川の鬼神・妖怪の属性とその棲み処を記述した山経は、山林藪藪沢に立ちいる者にとって、怪物の害を避けるうえの手引きとなつたであろうし、これはまた、崇り・揃禍いする山川の神々の正体を判別して、それに宥恕を請い、あるいは、それを撃攘しようとする者にとって、有効なる書でもあつたであろう。しかし、圧倒的な勢威をもつて君臨し、人々の幸不幸を支配したのが岳神であつた。山経はそれら岳神の祭祀方法について具体的に記録した書でもあつた。山経は好んで怪力乱神を語るものでは、もちろんなかつたのである。人倫関係の改善や社会秩序の確立によつて、世の平和と人々の幸福を期待しうると主張する者にとって、山川に棲む神々は敬して遠ざくべきものであり、あるいは、否定すべきものではなかつた。しかし、山川に出没する妖怪の存在を信じておびえ、去来する鬼神の怒りに恐怖する人々は、変わることなく多かつた。已然として人々は、雲を湧出する峰々に神霊の存在を觀じ、「山川ノ神八則チ水旱癘疫ノ災」をくだし、あるいはまた、「能ク百里ヲ潤ス」恩沢を賜うものと信じていた。山川の超自然的存在がこの世の禍福を左右するものと信じる社会にとって、その超自然的存在について誌した山経は、決して、虚誕の書ではなかつたのである。山経は古代中国の邑里にくらす人々の伝来の民間信仰と、それらにかかわる日々のなりわいの苦悩とをふまえ、これに対処せんとする者-おそらくは、巫祝たちの儀礼の書としての一面をもつものである。山経はたしかに一つの実用の書であつた。</p> <p>「漢書」芸文志によれば、かつて禎祥変怪 二十一卷 人鬼精物六畜変怪 二十一卷 変怪誥咎 十三卷 執不祥効鬼物 八卷 請宿除妖祥 十九卷 禳祀天文 十八卷 請禱致福 十九卷 請雨止雨 二十八卷の諸書が存していたという。今日、これらの古書の具体的な内容は知るべくもないが、「禎祥変怪 二十一卷」・「人鬼精物六畜変怪 二十一卷」等は、その名から想像して、山経の記録している百物・怪力乱神の類が含まれていたであろうし、「執不祥効鬼物 八卷」・「請官除妖祥 十九卷」等には、これらの魑魅罔兩・神姦を除祓するための儀礼・呪術が説かれていたとみられ、「請雨止雨 二十八卷」には、「現ワルレバ則チ大雨・現ワルレバ則チ大旱」を致す水神・旱鬼を宥和・祓除する呪術が記されていたとみられる。すなわち、これら一群の佚書の中には、山経の妖怪・百物の神々等に関する記述につながるものがあり、あるいは、その奥義書Upanisad的なものともいふべき書が含まれていると想像されるのである。他方、山経の岳神祭祀に関する記載自体は、どづらかというと、礼書の体裁を帯びている。これらの点から、山経は「周礼」春官にみられる職掌に該当するもの、おそらくは祝史らの管轄するところではなかつたかと想像されるのであるが、山経と祝史・巫祝との関係については、稿を改めて考えることとする。</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19691100-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19691100-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 山川の神々 (三)

—「山海経」の研究—

伊藤清司

## 第五節 兵革の神

水・旱・蝗と並び四害の一つとされる兵乱の災害もまた、古来、民衆の悲しい不幸であり、大きな苦痛であつた。とくに春秋戦国の世は、内戦がしきりにおこり、春秋二四二年間に、兵乱の数は二九七回を算え、戦国二四八年間の内戦をこれに加えれば、それは大小併わせて、実に五一九回に達した。<sup>(170)</sup> 周辺諸異族の外寇がさらにそのほかに加わる。就中、西北辺境での外患は、殷周の王朝や西北諸侯国をしばしば悩ました。これらの兵乱寇禍は、邑里を焼きはらい、家畜を斃し、農作物を荒しまわるのがつねである。かくして、その被害は、自然のあたえる災害に優るとも劣るものではなかつた。つぎの山経の記録が示すように、渭水流域の村々では、兵火の発生が渭水に棲む川魚に関わりをもつと伝えているが、こうした伝承の成立は、戦乱が水旱同様に、しばしば人々を悩ました災禍であり、そして、この人為であるべき兵火をも、なお、超自然的存在の所業に帰せずにはおかなかつた当時の民衆の思想を物語るものでもあつた。

鳥鼠同穴ノ山……渭水ハ焉コニ出デテ東流シテ河ニ注グ 其ノ中ニ鱈魚多シ 其ノ状ハ鱸魚ノ如シ 動ケバ則チ其ノ邑ニ大兵有リ

西山経次四

鱸魚は、郭注に 或イハ鮎鯉<sup>(171)</sup>(魚)ニ作ル<sup>(172)</sup>とあり、大魚ナリ、口ハ頷ノ下ニ在リ、体ニ連甲ヲ有スと釈している。また、「本草綱目」に黄魚・大魚の類とするなど、後世の字解をするものは、おおむね「大ナル者千余斤」・「大ナル者ハ長サ二・三丈」<sup>(173)</sup>とのべ、巨魚の名とみている。鮎魚そのものについては、これに言及する資料がなく、委細不詳であるが、上述の鱸魚の如しとするから、大型の水魚で、これが動けば兵乱ありという伝承は、これが渭水の川の中で躍動するのを望見して、沿岸の人々が兵乱の凶徴と観じていたことを物語るものと解することもできる。

しかし、鱸は「韓非子」に、「蛇ニ似ル」(説林下・内儲説下)、「淮南子」にも、「今 鱸(鱸と同音)<sup>(175)</sup>ノ蛇ト、蚕ノ蠶ト、状ハ相類ス」(説林訓)とあつて、蛇に似た魚名であるとも解される。この蛇状説は見落し得ない。というのは、もし、鮎魚が蛇状であるとすれば、秦の始皇帝が斉国に訪ね、漢の高祖が沛に祭つて名高い兵主の神・蚩尤とこの鱸魚とが脈絡をもつからである。蚩尤には、さまざまな神話・伝説が残されている。その容姿についても、牛形といわれ、また、人身・牛蹄・四目・六手(「述異記」)とも伝えられており、すでに別の論稿で指摘したように、蚩尤はつねに人身牛蹄のみで表象されてきたのではない。「周礼」春官・肆師の「表貉ヲ祭ル」の鄭注に「貉は師祭也……其神ハ蓋シ蚩蚩。」<sup>(179)</sup>とあり、蚩尤がムジナにた獸形神であつたとする伝承の存在を推測させるものもある。しかし、「述異記」の一説には、漢の武帝治世のころ、山西の太原地方では、蚩尤神が亀足・蛇首であるといわれていたというし、また、「蘇氏演義」にも蚩尤は、「亀足・蛇身」であると伝えられている。蚩尤(蚩)は金文(戦国の器とされる魚鼎七)<sup>(180)</sup>で蚩蚩とも書かれているが、ともに虫に従うのは注意される。陳夢家は、蚩尤は本来、蛇体であつたといひ、森安太郎は、蚩字は穀字と関係があり、刺す長い虫ハ蝮の意であるといひ、熊谷治も違つた観点から語源的に蚩尤を蛇であると説いた。<sup>(182)</sup>

鱸魚は蛇状の魚の名であるという説を牽強して、これに似るといふ渭水の鮎魚を蚩尤と同一物であると主張しようとするのではない。ここに披瀝しようとするのは両者の神的性格の類似である。兵乱を好み、ために、暴虐の神として、黄帝

により伐たれた蚩尤神（「史記」五帝本紀・「戦国策」秦策・「莊子」盜跖篇・「山海經」大荒北經）が、元來、蛇状の神であつたのではないかという見解から、渭水の鱓魚が動けば、兵革ありとする西山經の記録は、この水魚がたんに戦乱の予徴とされたのではなく、鱓魚自身がかつて兵神として、渭水流域で畏怖の対象とされていた可能性を示唆するもののように考えられるのである。なお、鱓魚については、上述のように、その実相・名称のいずれにも、言及する文献はないが、鱓は音騒で、騒動を、また争に通じて、争乱を連想させる。鱓魚という命名は、この魚が動けば大兵ありという民間信仰に由来するものではなからうか。

水中に兵革の神が棲んでいるという伝承は渭水の流域地方にとどまらない。西山經中に槐江山の記事があり、その一節の爰(183)コニ淫水有り 其ノ清キコト洛洛タリ とある淫水は、「穆天子伝」その他にいう醴泉の瑤水、ないし瑤池をさすという説もあるが、とにかく、その中に、兵戦の神がすむという。すなわち、

……天神有り 其ノ状ハ牛ノ如クニシテ而カモ八足・二首・馬ノ尾ナリ 其ノ音ハ勃皇ノ如シ 見ワルレバ則チ其ノ邑二兵有り

西山經次三

勃皇とは「爾雅」等によれば、甲蟲類の名(184)。これを郝懿行は樂器の一種というが(185)、委細は不明。とにかく、天神と呼ばれるこの怪獣の発する妖声を描写したものである。

さて、天神という名は、瑤水にすむこの荒ぶる怪物をタブーし、人々がこれを直接呼ぶことをはばかったための名であろう。その諱み名は、人々がこの怪物を神として畏れていたことを物語る。この天神の示現する姿は、牛形を主体とするといわれるが、その諸属性においても、一説に、牛状と伝えられる蚩尤のそれに類似するのである。それは両者がただに牛の姿であるというばかりでなく、蚩尤は四目・六手、さらに八肱・八趾・疏首であるとも伝えられ、二首・八足といわ

れる天神の多肢とあい通じるものがある。<sup>(186)</sup>とはいえ、天神がその蚩尤の諱み名であつたという証拠を指摘できるものでもなく、また、両者のあいだに類属関係のあることをしいて主張しようとするのでもない。ここでも指摘したいのは *identific-* *cation* ではなく *analogy* である。牛状の兵神・蚩尤を比較例として、出現すれば兵火ありと信じられた牛形の天神に、人々の怖れる好戦的な神の表象を見だしうると考えるのである。天神という呼び名が、その神性の傍証となるであろう。

小次山の山麓にも兵火の神の信仰があつた。

小次ノ山<sup>(187)</sup>……獣有り 其ノ状ハ猿ノ如クニシテ而カモ白キ首・赤キ足ナリ 名ヲ朱厭ト曰ウ 見ワルレバ則チ大兵有り

西山経次二

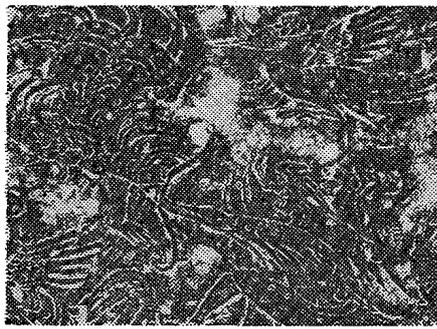
この朱厭という名は、赤い足の猿に由来するものか。山川の鬼神にその名の意味が理解しがたいものが少なくない。その多くは諱みの呼び名ないしは隠語であつたと想像される。朱厭も、あるいは、その例かもしれない。とにかく、これが人々の厭う兵乱をもたらす神獣らしい。その去来にともなつて、兵火をおこすと信じられたことは、天神と同様であつた。

河南省鎮平県西北の倚帝山<sup>(188)</sup>中の狙如獣もまた、マシラに似た兵主の神であつたらしい。

倚帝ノ山……獣有り 其ノ状ハ獸鼠ノ如クニシテ白キ耳・白キ喙ナリ 名ヲ狙如ト曰ウ

見ワルレバ則チ其ノ国ニ大兵有り 中山経次十一

獸は「爾雅」説鼠中にその名があり、鼠属の一つかと推定されるが、郭注は未詳であるといふ。<sup>(189)</sup>狙は「説文」に獾属。狙公||猿廻し(「莊子」齊物論)の用例にもみられるように、狙<sup>(190)</sup>は獾猴のことであるが、畢沅は狙如にこのような意味を求め、獾夔のことであろうといふ。





山川の神々 (三)

しかし獸鼠・狙如ともに、正体不詳。

そのほか、歴石山や蛇山の山中にも、同じような兵火の神獸がすんでいた。

歴石ノ山……獸有り 其ノ状ハ狸ノ如クニシテ而カモ白キ首・虎ノ爪ナリ 名ヲ梁渠ト曰<sup>(191)</sup>

ウ 見ワルレバ則チ其ノ国ニ大兵有り

中山經次十一

蛇山……獸有り 其ノ状ハ狐ノ如クニシテ而カモ白キ尾・長キ耳アリ 名ハ狢狼<sup>(192)</sup> 見ワル

レバ則チ国内ニ兵有り

中山經次九

示顯する兵主の神の姿は、蛇形や獸形のみには限らない。鹿台山は山西の東部を縦走する太行山脈中の一山に比定されて<sup>(193)</sup>いる山岳であるが、その鹿台山中に

……鳥有り 其ノ状ハ雄雞ノ如クニシテ而カモ人面ナリ 名ヲ鳧溪ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ叫ブ 見ワルレバ則チ兵有り。 西山經次二

という。これによれば、鳧溪<sup>(194)</sup>（鳥溪）々々という鳴き声をあげて啼き、雄雞の姿をとつて表象されると伝えられた兵災の神信仰が、鹿台山の付近にあつたことがしられる。

山東省沂南で発見された漢代画家石墓前室北面の陽刻画<sup>(195)</sup>（第十図）の中央左側に獍猛な表情をし、左右の手に刀劍類をもつ怪物図がある。劉銘恕はこの図が漢武梁祠後石室第三石上に五種の武器を繰つる怪物図、およびアメリカ・ワシントン博物館所蔵の五つの武器をもつ怪物帯鈎と共通することを指摘し、これを蚩尤をあらわすものであると主張した<sup>(196)</sup>。この前室北面の画像の左端をみよう。竜蛇状の怪物が槍と楯をかまえるさまを描いている。さらに右

端をみよう。ここには雞に似た鳥にまじつて、弓をひくニワトリらしき図がある。これら一連の画像が構成するものは、神話上の鬪争図・戦争画ではなからうか。そして、右端の弓をひく鳥こそ、人面・雄雞状の鳧篋の類をあらわしたものはなからうか。

鍾山の欽鴉は首の白い雕に似た猛禽で、これもまた、兵主の神であつた。

……見ワルレバ則チ大兵有り

西山経次三

この欽鴉については、つぎのような神話があつた。

鍾山 其ノ子ヲ鼓ト曰ウ 其ノ状ハ人面ニシテ而カモ竜身ナリ 是レ欽鴉ト与ニ葆江ヲ昆侖ノ陽ニ殺ス 帝ハ乃チ之レヲ鍾山ノ東ノ嶠崖ト曰ウトコロニ戮ス 欽鴉ハ化シテ大鸚ト為ル 其ノ状ハ雕ノ如クニシテ而カモ黒キ文・白キ首・赤キ喙ニシテ虎ノ爪アリ 其ノ音ハ晨鶴ノ如シ……鼓モ亦タ化シテ鷓鴣ト為ル……

西山経次三

鼓は鍾山の山神の子とされ、それ自身神的存在である。この人面竜身の鼓と行をともした欽鴉もまた、神怪であることが想定される。「莊子」大宗師に「堪坏ハ之レヲ得テ以ツテ昆侖ニ襲ル」という。その疏はこれを「堪坏ハ崑崙ノ山神ノ名ナリ。襲ハ入ルナリ。人面・獸身ニシテ道ヲ得テ崑崙山ニ入り、神ト為ルナリ」と釈く。この堪坏は「淮南子」にみる欽負や、「後漢書」張衡伝に引く西山経の上掲文中の欽駝<sup>197</sup>と文字の音・形が近い。鍾山の欽鴉伝承は「莊子」にいう堪坏と素材を同じうする伝承ではなかつたろうか。上述のように、その疏には人面獸身に、また、章懐太子引く山経の経文では、欽駝の文字を用いて、馬偏に従つているのと較べると、鳥に従う欽鴉は、字類して物異なる存在とも思われる。しかし、化して猛禽に変身したというから、欽鴉の前身が鳥形であるよりも、獸形であつた方がむしろ理に叶う。一緒に殺されて復生し、鳥の姿に化した鼓も、前世は竜身であつたのである。<sup>198</sup>

上記の伝承は、山神の子である鼓と欽鴉との死と、そしてのち、再生して駿鳥・大鷲に化したという神話の一端を伝えるものである。『莊子』が道を得た堪坏が昆侖入りをして神となった<sup>(199)</sup>というのは、老莊流の神話解釈に立つた説ではあるが、その中で、堪坏が河伯の馮夷や泰山の神・肩吾と連称されてもおり、これによつても、欽鴉の化した大鷲が鍾山に棲む山神的存在であつたことがうかがえる。これが兵主の神とされていることは、天帝の誅伐を被るほどに、事を構えることを好み、葆江を殺害したという伝承と無関係ではないかもしれない。<sup>(200)</sup> あたかも、兵乱を好み、黄帝により伐たれた蚩尤が兵主の神とされたように。

出現すれば兵乱必須と伝えられる上述の天神・朱厭・狙如・梁渠・独狼・梟溪について、山経は多くを語つてはいないが、それは記録されず、あるいは伝えられずに終つただけで、もともとは、欽鴉や鼓にその片鱗をみるような、それぞれの縁起・存在の由来を語る神話的伝承をもつ山神であつたのではないかと想像されるのである。そして、これらはそれぞれの地方で、兵戦の神として、畏崇の対象とされていたことが知られる。おそらく、秦漢の創建者の参詣をうけ、兵主の神として広く世に現われる蚩尤と、それらは範疇を異にするものではなかつたであろう。ただ、風神の飛廉がそうであつたように、蚩尤が王者の尊信をうけて、国家的兵神としての性格を強めていつたのに対し、上記の山神たちは、一地方的な神としてとどまつたのであろうが、山経はこれらの神々の信仰・伝承を記録したものとみられるのである。

晋の周処の故郷・江蘇の陽羨（宜興県）に、長さ七二丈もあるアーチ型の長橋があり、漢代の県令・袁起（玘）の架けた橋梁とされている。<sup>(201)</sup> 規模の大きい橋梁が出現して、大いに文化の発達に貢献するようになると、洋の東西を問わず、その大橋には、往々にして神妙な伝説がまつわり語られるようになるといわれる。<sup>(202)</sup> 「周処風土記」によれば、この袁起架設

の虹型大橋にも、つぎのように、その橋畔に白い毛の獺が出没して、不思議を働く伝説があつた。

陽羨県。前二長橋有り。水ヲ跨グ。下ニ白獺有り。若シ歳ニ兵(ノ動ク)<sup>203</sup>有ラバ則チ獺ハ穴口ヨリ出デテ四望シテ嗥ユ。旧、神有リト言ウ。今、獺ハ已ニ蹤無シ。<sup>204</sup>

これは三世紀ごろにはすでに失われてしまつた伝承であつたらしいが、その昔、兵火が起り、軍兵の発動するとき、何  
がその橋畔の獺をして放嗥させたのであろうか。その靈験を現わす獺自体が、おそらく神靈的存在であつて、この神獸の  
去来信仰が、たまたま、袁起長橋にまつわる伝説となつて語られてきたものではなからうか。穴口から現われ出る神靈に、  
兵亂の因を語る伝承は、山経にも記録されている。つぎの、四川の熊山(205)の熊穴伝説がそれである。

熊山ニ穴有り 熊ノ穴ハ恒ニ神人ヲ出ス 夏ニ啓キテ冬ニ閉ヅ 是ノ穴 冬啓ケバ必ず兵有り 中山経次九

洞穴より出現するとき、この神人はおそらく熊羆の姿をしていたであろう。これを神人と呼んだのは、この熊山の鬼神  
を忌んでのことにちがいない。禹が妻の塗山氏をおどろかせて石に化せしめたのは、禹が熊の姿をしたからであつた。ま  
た、その禹の父・鯀が堯に誅殺されたとき、黄色い熊に化身して、羽山の麓の羽淵にくぐつている。<sup>206</sup> 神靈が熊羆の姿で表  
象されるこの鯀禹伝説の事例は、示現するところが熊山の熊穴であることとともに、その神人が、熊状の鬼神であつた可  
能性を示唆する。その熊穴がつねには夏期に開いて、寒冷の冬には閉じて神人現われずという伝承も、熊羆の冬眠の習性  
と関わりをもつもので、熊山の神人信仰は熊をもつて表象されていた証拠の一つといえよう。

ところで、鯀が羽淵にくぐるとき、化した姿は能であつて、能とは亀鼈のことであるという異説が、唐の陸徳明によつ  
て提示されている。<sup>207</sup> 水中にくぐるのであるから、熊羆より亀鼈の方が合理的であるというのが、この新説の利点である。  
実は、「太平御覽」卷三二九に引く「山海経」は、上掲の神人出現伝承を「熊山ノ穴」にまつわる伝説であると記してい  
る。<sup>208</sup> もし、熊山の熊穴が「太平御覽」引用本の伝えるように、元來、熊山の能穴であつたとすれば、示現するその神人

は、亀鼈で表象されていたとも考えることができる。漢のころ、太原地方の村邑では、蚩尤神は亀足・蛇首であると伝えていた。<sup>(209)</sup>「述異記」のこの記録は、亀鼈で表象される兵主神の存在する可能性を否定するものではない。しかし、牛・蛇魚・竜鼈のほか、蚩尤神は虎の皮を被つて表わされたり、<sup>(210)</sup>豹頭・虎爪で表現されるなど、<sup>(211)</sup>獠猛な野獣をもつて表わされている。熊（能）山の神人が熊羆の属性をもつものであつたとみる見解は、これが山の洞穴に去来するといわれるだけに、より自然な解釈であろう。ただ、蚩尤神の示現の姿について、いくつかの異説が残されているが、これは、蚩尤が国家的兵主神としての性格をつよめる過程で、各地に伝えられてきた兵革の神々が、蚩尤神の名において集約統一化されたことと関係があるのではなからうか。後世の蚩尤神にみとめられるさまざまな異形に対応する兵火の神々が、山経の諸篇に見だされるのは、このことを示唆するものではなからうか。

註

の類とする。

- (170) 天野元之助「中国古代農業の展開」(前掲書) 一四六頁
- (171) 郝懿行は鮎鯉を鮎魚に作るのが正しいとみる(「山海経箋疏」)
- (172) 「本草綱目」卷四四
- (173) 「詩義疏」鱸身似竜 鋭頭 口在額下 背上腹下皆有甲 大者千余斤
- 「説文通訓定声」鱸 大魚 似鱧而短 鼻口在額下 体有邪行 甲無鱗 肉黄 大者長二三丈 江東呼為黄魚
- (174) 「玉篇」に 鱧魚の語あり。たゞし、音義は「山海経」西山経のそれと同じ、出所は「山海経」か。
- (175) ただし、「本草綱目」は鱧と鱧とを区別し、前者を鮠、後者を鮠
- (176) 「史記」封禪書 於是始皇遂東游海上行礼祠名山大川及八神……一曰天主……二曰地主……三曰兵主 祠蚩尤……
- (177) 「史記」高祖本紀 立季為沛公 祠黄帝 祭蚩尤於沛庭
- (178) 水野清一「漢の蚩尤伎について」(東方学報京都 第二五冊)
- (179) 伊藤清司「古代中国の祭儀と仮装」(「史学」三十卷一号)
- (180) 陳夢家「商代的神話与巫術」(「燕京学報」第二十冊)
- (181) 森安太郎「黄帝伝説」(京都女子大学文学部「京都女子大学紀要」昭和三八年) 十三頁
- (182) 熊谷治「蚩尤考」(広島史学会「史学研究」三十周年記念

論叢」昭和三五年)三六八〜九頁

(183) 郭注に「淫音遙也」とある。畢沅、郝懿行ともに瑤水の譌字とみている。「史記」大宛伝に「崑崙其上有醴泉瑤池」「穆天子伝」に「西王母觴天子于瑤池」「呂氏春秋」本味篇に「伊尹曰水之美者 昆侖之井・沮江之邱 名曰淫水」とある。なお、この淫水に関する記事の前後に昆侖丘が登場する。淫水は瑤水とをさすものと解される。

(184) 「爾雅」積蟲に「蛟蟻 蟻 其の郭注に 甲蟲也 大如虎豆 綠色 今江東呼黃蟻」「考工記」鄭注に「發黃に作る。」

なお「諸橋輟次」「大漢和辞典」卷二(東京・大修館)力部「勃」の項 三八四頁は「勃皇を鬼神名とするが 適當ではない。鬼神の名としては、西山経の当該の条の意味が通じない。」

(185) 郝懿疏に「考工記梓人為筍虚以翼鳴者」という。

(186) 牛蹄で四目六手と、牛状で八足二首とは、数的不一致もあるが、二首と四目とは同一屬性に対する異なる表現であるとも解されるし、また、蚩尤……八肱八趾疏首(啓筮)と、その屬性が複雑化しているもののあるところをみれば、八足といふ六手といふ、ともに蚩尤の多肢を描写したもので、ないしは六手は八足中の二足以外を、手腕とみての表現と考えられないこともない。なお、疏にわかれるの意あり(「淮南子」に「婁子疏隊而擊之 道応訓)蚩尤の疏首は天神の二首と対応する。

(187) 「太平御覽」卷三二九に、「山海経」をひき 小決之山有獸焉 如猿白首赤足 見則有兵」とある。山西の鹿台山(郭注

今在上(党)郡)の西方約六百里に比定される。(西山経次二をみよ)

(188) 畢沅「山海経新校正」に「山在今河南鎮平県西北 新唐書呉筠伝云筠居南陽倚帝山……」なお、郝懿行「山海経箋疏」もほぼ同義の注釈を施す。

(189) 郭注に「爾雅説鼠有十三種 中有此鼠 形所未詳也」

(190) 「山海経新校正」に郭注の音即蛆反をうけ、沅曰即獲夔也 狙獲如夔 皆音相近

なお、郭注の「狙如音即蛆とは 狙如が蛆蛆ムカデであることを釈いたものではなく、音の解を施したものにすぎない。」

(191) 北山経に「梁梁山あり、その条に……其獸多居暨其状如彘而赤毛 其音如豚」とある。歴石山の梁山と同名の山名であるが、そこにおける居暨は、梁山に類同する獸とはみられない。

(192) 「玉篇」に、「狐を「獸如狐白尾」とする。また「説文」は、狐を妖怪獸とみて「狐・妖獸 鬼所乗也」という。蛇山の「狐は、これらの思想系列に属する神的表象か。なお、経文の「国内有兵」は、「一作国有乱」(郭注)とする。畢沅は「狐狼との押韻の観点上、乱字を不可、兵字を是とする。その是非は論外として、山経の「有兵」という表現が、兵乱・兵火の意であると解して可とする一証左である。」

(193) 「山海経新校正」に「今在上党郡 沅曰日本伝云 在上郡 非 地形志云建義有鹿台山 隋書地理志襄垣平遥俱有鹿台山

太平寰宇記云調戾山一名鹿台山 山在今汾州府平遙県西 依郭説如是 案其道里則未詳也

「山海經箋疏」にもほゞ同文あり「……水經沁水注云陽泉水出鹿台山 山上有水洩而不流 太平寰宇記云調戾山……見北次三經 然案其道里不相応 当在闕疑」

(194) 「太平御覽」卷三二九に「山海經」をひき、梟後を鳥後にする。

(195) 曾、蔣、黎「沂南古画像石墓発掘報告」(前掲書) 前室北壁上横額拓片第八幅

(196) 劉銘恕「関於沂南漢画像」(考古通訊編輯委員会「考古通訊」一九五五年第六期 北京・科学出版社) 六五〇六頁

(197) 「山海經箋疏」に、郝は「欽堪坏負竝声類之字」という。

(198) 「其状人面而竜身」(西山経次三)とあるほか、海外北経に「鍾山之神名曰燭陰……其為物人面蛇身赤色……」という。

その子である鼓も蛇状であつたと考えられる。

(199) 「……堪坏得之以襲崑崙 馮夷得之以遊大川 肩吾得之以処太山 黄帝得之以登雲天 顓頊得之以処玄宮 禺強得之以立乎北極 西王母得之坐乎少広……」(「莊子」太宗師)

(200) 欽匹の化身で雕に似る大鶚は、晨鵠に似た鳴声を発するといふ。鶚・晨鵠はミサゴの一種。「詩経」冒頭の関雉の詩にみえる雉鳩は、白鷺・鷹・鷗の類などとみる諸説があるが、鷗の属とみるのが、もつとも妥当であると考ええる。(松本雅明「詩経諸篇の成立に関する研究」四五〇六頁参照)

鶚は鷺鷹目の鶚科に属し、タカ・トビほど精悍ではないとしても、鶚視などの語が示すように、猛々しい風貌の鳥で、到底、優雅と表現するものとは程遠く思われる。鶚は羽毛が黒褐または黄で、頭部や胸の毛は白く、その点、山経が「雕ノ如ク黒文・白首・虎爪」という描写と一致する。夫婦和楽を歌う関雉の詩が、その興とする関々たる雉鳩を、旧説通り、道德譬喩的に解釈することはもちろんのこと、松本雅明の説くように、単なる気分的象徴とみるにしても、(「前掲書」四五〇六頁) 鶚を兵神とみる思想に立つ限り、この猛禽を賀歌の興として歌い入れたとする見解に抵抗を覚える。関雉を詩三百篇の冒頭におく立場と、大鶚を兵乱の神禽とみる民俗とは、その思想的背景を全く異にするものであろう。

(201) 守屋美都雄「中国古歳時記の研究」(東京・帝国書院 昭和三八年) 二九七頁

(202) 柳田国男「味噌買橋」(「定本柳田国男集」第六卷所収)

(203) 「若歳有兵」は、「初学記」・「太平御覽」では「将有兵動」に作る。(守屋「前掲書」二九七頁) 軍兵が交通上の要衝であるこの長橋をわたつて、東西したことに関係があつたのかもしれない。

(204) 「太平寰宇記」卷九二 常州宜興県の条、守屋「前掲書」三九七頁参照。

(205) 熊山の収録されている中山経次九末尾に、畢沅が「此経之山自四川成都府東至忠州也」としているのに従つた。(「山海経

新校正)

(206) 「左伝」昭公七年の条、「国語」晋語

(207) 「左伝」昭公七年の条の

其堯殛鯀于羽山 其神化為黃熊以入于羽淵 実為夏郊 三代紀之の熊字が、陸徳明の披見本では、熊字であつたとし、能説を支持する人々は、熊の如き獸が水中にもぐることは考え難いから、鼈であらねばならぬと主張しているとし、東海地方で、禹廟を祭るときに、熊の背の肉と鼈を供物の膳にのせぬ風習は、鯀の死に關し、鼈に化したという伝承も存していた証拠としてゐる。(「經典釈文」)

### 第六節 火災の神

魯の昭公十八年(B.C. 五二五)のこと。鄭の國に大火があつた。そこで「郊人(土地の役人?)」ハ祝史ヲ助ケテ、國ノ北ニ除シ、火ヲ玄冥・回祿ニ讓ツタ」という。ここに玄冥とあるのは水の神、そして回祿とは火の神のことである。<sup>(212)</sup> 祝史らが鎮火を祈つたのであるから、回祿は火災から人々を守護する神であつたに違いないが、実は、それは火の禍いをもたらす荒ぶる神でもあつた。祝融が嵩山に降つて夏朝が興つたのに対し、回祿が聆隧に姿を現わすや、この國はたちまち滅亡したという伝承<sup>(213)</sup>や、後世、火災をこうむることを「回祿に遭う」と表現したのは、<sup>(214)</sup>これが人々の怖れる荒神であり、火災の神の性格をもつことを物語る。野方の役吏が祝史とともに、國の北郊に祭壇を構え、玄冥・回祿に祈禱したのは、水神に火事を消させ、他方、回祿を宥和し、これを鎮めて禳祓せんとしたのであらう。

後世、火の神の名を祝融がほとんど独占する。しかし、回祿も炎帝も、そして竈神や赤烏(「尚書」) 朱烏(「抱朴子」)

(208) 能山之穴 恒出神人 夏啓而冬閉、是穴也冬啓乃必有兵  
(209) 「述異記」に 俗云 人身牛蹄 四目六手 とあるほか、  
太原村落間 祭蚩尤神不用牛頭……漢武時 太原有蚩尤神 昼見龜足虵首 とある。

(210) 「文選」西京賦に 蚩尤秉鉞 奮鬣被般

(211) 山東の漢武梁祠後室にみる蚩尤図について、劉銘恕は「半人半獸之怪物 雖作人立 而豹首虎爪」とみている。「武梁祠後石室所見黃帝蚩尤戰図考」齊魯華西金陵三大学 中国文化研究彙刊 第二卷 民國三十一年)が、武梁祠以外の漢画像石などにみられる蚩尤図にも、牛形とは考え難い怪獸図がある。

や麒麟（「山海経」）も火に關係の深い神々である。森三樹三郎は、ごく古代の中国社会では、さまざまな名の火の神がおり、土地ごとに個別の神々を崇めていた。それがのちには、それら地方的な火の神々を祝融がしだいに吸収・併合して、その名が凡百の火の神々をも包摂するようになったのではないかと推定しているが、<sup>(215)</sup>その祝融すら、回祿と同様、荒ぶる神としての性格を具有するものであつた。殷の湯王が夏の桀王を討伐したときのこと、「天ハ（祝）融ニ命ジテ、火ヲ夏ノ城間、西北ノ隅ニ降サシ」（「韓非子」非攻篇）めたと伝えられている。

さて、回祿・炎帝あるいは祝融と呼ばれる火の神々は、一体どのような形姿をもつて顕現したのであろうか。これらについて、いちいち具体的に伝える記録もないが、「山海経」の海外南経に、祝融は「獸身ニシテ人面」であるといわれているのが、これを察知する上で一つの手がかりとなる。後世、祝融は五行思想などによつて、火を掌管する役人とされ、<sup>(216)</sup>または、三皇・五帝のメンバーの一員に配されるが、<sup>(217)</sup>祝融神の原形はもちろん、そのような人格的存在ではなく、むしろ、獸身であるという「山海経」の伝承こそ、その本質に近いものであつたと考えられるのである。

河南省南陽地方の鮮山を栖み処とする<sup>(218)</sup> 獠即も、獸形の火災の神であつた。

鮮山……獸有リ其ノ状ハ膜大ノ如シ 赤キ喙・赤キ目・白キ尾ナリ 見ワルレバ則チ其ノ邑ニ火有リ 名ヲ獠即ト曰ウ

中山経次十一

郝懿行は、獠大とは西膜犬、すなわち、西域産の丈の高く、毛ぶかい強力・猛悍な狗をさすというが、<sup>(219)</sup>獠即そのものは郝の説くような現実的な狗犬であつたとは考えられない。赤喙・赤眼および白尾という属性は、その神性をシンボライズするものであり、獠即は獸形をもつて示現する火の怪であつたと想定される。<sup>(220)</sup>

祝融・獠即が獸形をとる火の神であるのに対し、章莪山の畢方は鳥の姿をもつて出現する火の怪である。

章莪ノ山ハ……草木無ク瑤碧多シ 甚ダ怪ノ有ル所ナリ……鳥有リ 其ノ状ハ鶴ノ如クニシテ一足 赤キ文・青キ質ニシテ而カモ白キ喙ナリ 名ヲ畢方ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ叫ブナリ 見ワルレバ則チ其ノ邑ニ譌火有リ

## 西山経次三

譌火、すなわち、妖しげなる火災は、この一脚の怪鳥の飛来に原因する。畢方は村々に怪火をもたらし、家々を焼き払うものと伝えられていた。畢方を木の精・木の神とするのは、五行思想の洗礼をうけた古典の畢方観であるが、これを火災の神として、古代の人々が畏れていたらしい形跡は、山経以外の書にも窺える。張衡は東京賦の中で、人を傷つける短狐(弧)、すなわち蛾と並らべて、畢方を扱い、<sup>(223)</sup>篩綜はこれに注解して、「畢方ハ老父神。鳥ノ如シ。一足ニシテ両翼アリ。常ニ火ヲ銜キ、人家ニ在リテ怪災ヲ作スナリ。」という。降つて、柳宗元の「白沢図」に、「火ノ精ヲ必方ト曰ウ。其ノ名ヲ以ツテ之レヲ呼ベバ則チ去ル<sup>(224)</sup>。」という。深山・幽谷に立ち入るとき、その鬼神・魅魍の名を唱えれば、その厄災から避けうるというのは、「抱朴子」などにも、しばしばみられる避邪の呪術のことであるが、「白沢図」の記事は、必方<sup>(225)</sup>畢方を奥山に棲む火災の神とする信仰の遺風を伝えるものであつたにちがいない。

その脚足については言及がないが、「搜神記」は、越の地の深山に棲む鳥の怪異についてのべている。これは昼は青い羽根の鳥の姿であらわれ、鳴き声もつねの鳥と変らず、人々はこれを治(治)鳥と呼んでいるが、ときに、人間の形をとつて現われる怪異であるという。山中で木を樵る者たちは、この怪鳥の巢喰う樹をタブーとするが、誤つてこれを伐ると、神罰をこうむるといわれ、越地方の人々はこれを越祀の祖といつて忌畏した。<sup>(226)</sup>この治鳥について、「酉陽雜俎」は、虎を駆つて人々を害し、また、人家に妖火を放つ火の怪の属性を持つといひ、俗に、この治鳥を山魃と呼ぶと伝えている。<sup>(227)</sup>おそらく、治鳥は越の山中で働く樵夫たちの斉き祀る山神の一種であろう。これが深山に棲む神的存在であることは、その俗称である山魃という名が、それを暗示する。

ところで、山魃とは、従来、猿猴に似る隻脚の怪神とされている。<sup>(228)</sup>だが、もし、「酉陽雜俎」の伝えるところが、眞実を含むものであるならば、山魃とはある種の山の怪に呈せられた総称的呼び名であつて、元來は、必しも獸形・鳥形のいずれとも定まつた形姿のものではなく、それをあたまたから、山魃は猿類なりと断じてしまつたのは、のちの世の偏見であつたのではなかつたか。實は、「搜神記」に、治(冶)鳥は

時二人ノ形ヲ作ス。長サ三尺、湖中ニ入り石(沢)蟹ヲ取ル。

といわれるが、この鳥の変化した上掲の姿は、はなはだ猿に近い。しかも、「神異経」に、

西方の深山ノ中ニ人アリ。身長尺余リ。袒身ニテ蝦蟹ヲ捕ウ。……此レ人ノ形ナリト雖モ、変化セルナリ。然ラバ、亦タ鬼魅ノ類。今、所在ノ山中ニ皆ナ之レ有リ。<sup>(229)</sup>

といい、猿猴の姿もまた、この山怪の変化の一つの姿にすぎなかつたのではないかと推測されるのである。<sup>(230)</sup>「永嘉郡記」に、治鳥が山魃・山駱・蛟濯肉・暉・飛竜などのさまざまな異称をもつといわれる。<sup>(231)</sup>この名称の多様性は、この火の怪が種々の形をもつて示現することに対応するものではなからうか。

治鳥が独脚か否かは明らかではない。しかし、この治鳥は木の精とされ、火の怪といわれる独脚の怪鳥・畢方と質的類似をもつ。それは治鳥もまた樹木をきる樵夫たちの忌畏する対象であり、妖火をもたらす属性をもつと信じられるからである。おそらく、この両者は本質的には共通する神的表象であつたとみることができるとして、<sup>(232)</sup>後世の諸資料が語る畢方鳥や治鳥の火の怪伝説は、章莪山にすむ怪鳥を火災の怪とする火神信仰の存在の論証をサポートするものである。

註

(212) 「左伝」昭公十八年の条 および章昭注

(213) 「国語」周語上

(214) 「書言故事」灯火類

(215) 森三樹三郎「支那古代神話」(前掲書)四三頁

(216) 「左伝」昭公二九年の条

(217) 「礼記」月令

(218) 畢沅が中山經次十一の諸山は河南南陽府に属するという。

「山海經新校注」による。

(219) 「山海經箋疏」に 大当為犬字之譌 広韻作犬可証 膜犬者郭注穆天子伝 西膜沙漠之郷是則膜犬即西膜之犬 今其犬高大獠毛猛悍多力也。

(220) 「集韻」に「侈 獸名 似犬赤喙白首見則荒 或作侈狽」とあり、また、「広韻」には、侈が「出則大兵」とある。ともに、山經の文とやや異なる。

(221) 郭注 譌 妖訛字也

(222) 「淮南子」に山出曠陽 水出罔象 木生畢方(汜論訓)注に畢方について、「木之精也 状如鳥 青色赤脚一足 不食五穀也」という。また、「広雅」に「木神謂之畢方」(釈天)、「尸子」下に「木之精氣為必方」など。

(223) 「東京賦」の一節に、「八靈為之震懼況 魃蠱与畢方」とある。

(224) 「法苑珠林」審察に、白沢曰として、上掲の文をひく。

(225) その名を呼べは、山怪の害から避けられるという称名呪術の例は、「抱朴子」登渉篇に多い。

(226) 「太平御覽」卷九二七 羽族部十四 にひく文(左記)と、「搜神記」(二十卷本)卷十二の文とに、若干の差異がある。

搜神記曰越地深山有鳥大如鳩青鳥 名曰治鳥 穿大樹作窠……伐木者見此樹即避之……若有穢惡及犯其所止者則虎害之 白日

見其形鳥形也 夜聽其鳴亦鳥也 時作人形長三尺 入澗中取石蟹就人間火炙之 越謂此越祝之祖

(227) 「酉陽雜俎」諾臯記

(228) たとえば、竹村卓二「華南山地栽培民俗文化複合から観た我が国の畑作儀礼と田の神信仰」第二章(「前掲書」)

(229) 「漢魏叢書」所収

(230) 「酉陽雜俎」に、俗説として、昔、洪水に遇い、都樹の皮を啖い、ついに餓死したものあり、この人が化して山の怪となつたが、樹の根もとに居るものを、猪都、樹の中ほどに棲むものを人都、梢におるものを鳥都という、と述べられている。

(「本草綱目」卷四九 治鳥の項参照のこと) 人都、鳥都の同質性は、山都類と治鳥の同質性を示唆する。

(231) 「酉陽雜俎」諾臯記下にひく。

(232) 「述異記」に、山都がおのれの巢喰う樹を伐り倒した道訓・道虚の兄弟に

今当焚汝宇 以報汝之無道

といい、夜半に至つて、

一時火起 舍宅蕩尽矣(「太平御覽」卷八八四所収)という。治鳥と山都との神格的共通性も注意される。

## 第七節 疫癘の神

疾病に対する医学的認識の確立していなかった古代社会では、人々は疾患の原因を超自然的な力に認めがちであった。晋侯が病いに臥したある日、夢に大厲が現われ、地に達するばかりの髪をふり乱し、激怒して胸を叩きながら、「わが孫どもを殺したは、義にあらず」と罵つたと伝えられている。（「左伝」成公十年の条）この厲鬼は、晋侯が二年前に殺害した趙同・趙括という二童子の祖父の亡魂であった。晋侯は醒めて、早速に桑田の巫を召し、夢占いをさせたところ、殿の疾病は、実はこの厲鬼の祟りなりとの答え。やがて、晋侯の病いは殊のほか重くなるばかりで、秦国の御典薬に頼み、診察を乞う。やがて、名医の緩がまえり、晋侯の脈をとつていうには、もはや手遅れ。「膏ノ上、膏ノ下ニ在リ。之レヲ攻ムルモ可ナラズ。之レニ達スルトモ及バス。藥至ラズ。」と、いわゆる病い膏膏に入るとの診断をくだし、晋侯を痛く感服させた。実は、緩の到着に先き立ち、晋侯は再び夢をみる。それは二人の童子が語り合うには、緩は天下の名医、恐らくは、われわれを傷つけん。これに答えて他の童子が、膏上膏下に入れば、緩たりとも如何ともなし得まい、といったのである。

ところで、膏膏の間に潜伏した二童子は何者であつたか。「左伝」はこれに対して直接、何も語らないが、おそらく、大厲の孫たち、同・括の二人であり、すでに死して厲鬼と化し、晋侯を怨んでその体内に侵入し、これを冒したのであつたらう。「左伝」に、「疾ハ二豎子ト為ル」というのは、このことを示唆する。彼らの祖父の亡霊を大厲と表現しているのも、二豎子を小さい厲鬼とみてのことにちがいない。

古代中国社会では、疾病は死霊の祟りによつて生じるほか、山林藪沢の悪鬼怪神のなせる業でもあつた。「山藪ハ疾ヲ蔵ス」（「左伝」宣公十五年）るところであつたのである。晋の平公の病むをきき、鄭の簡公は子産を使者として、平公の

許に送り、病気の慰問をさせた。このとき、晋の叔向が、「殿の病気の原因を卜つたところ、実沈・台駘の祟りとのこと。ところが、史官の誰一人として、その実沈・台駘なる神が、いかなる神かわからぬという。されば……」と、学識深い子産にその二柱の神について訊ねると、子産はその神々の縁起を長々と説き、台駘は汾水の神で、実沈の神ともどもに、平公に祟りをするようないわれはないと答えた。しかし、これに加えて、

山川ノ神ハ則チ水旱癘疾ノ災、是ニ於イテ之レヲ禱ル。

と説いている。<sup>(233)</sup> これをみれば、汾水の神が咎めて病いをくだすことがあり得たと解される。すくなくも、そういう信仰が一部にあつた。そして、ひとり汾水の神・台駘だけではなく、山川の神々は、水害や旱魃などのほか、疫疾の災禍をもくだすものであることは、当時、超一流の学識者の子産も、確かに認めているのである。

台駘の神がどんな形で表象されたか。今日、これを具体的に知る術はないが、これが汾水の神とされているところをみると、第二節で紹介したような、獣や蟲魚の属性を備える異形の水神・水鬼に近いものではなかつたろうか。すくなくとも、古代社会の人々が、疫神として怖れた神々の多くは、そうした異形神であつた。「左伝」昭公七年の条に、使節として来邦した鄭の子産に、韓宣子が、「主君は疾いに臥して三カ月。病気は重くこそなれ、少しも癒えぬが、さきごろ、黄熊が現われて寝門に入つた夢をみた。」といい、

「其レ何ノ厲鬼ゾヤ？」

と問うている。上述の鯀が化して羽淵にくぐる云々の神話故事は、このときの子産の答えて、彼は「其レ何ノ厲カ之レ有ラン」と、黄熊の祟り説を否定しているが、夢とはいえ、疫病神はこうした獣の姿をもつて現われるものがあるという当時の通念を前提とせずには、理解のできない問答である。

以上は、いずれも古代中国の治者階級に属する罹疾記事であるが、当時の民間庶人の疾病観もまた、これと変るものではない。人々はさまざまな病気に悩まされ、その原因を「魅ノ祟リ」(「莊子」)<sup>(234)</sup>鬼神の仕業と信じていた。癘疾の怪が異形の鳥獸で表象され、蔓延・猖蹶する流行病は、それら疫鬼の所業とする当時の民間信仰は、山経各篇の中に、具体的に認められるのである。

楽馬ノ山……獸有リ 其ノ状ハ彙ノ如クシテ赤キコト丹火ノ如シ 其ノ名ヲ猴ト曰ウ 見ワルレバ則チ其ノ国ニ大疫アリ

中山経次十一

「爾雅」・「説文」等によれば、彙はハリネズミのこと。<sup>(235)</sup>従つて、猴は赤毛のハリネズミに似た獸で、楽馬の山中に棲み、河南西南一帯の人々が畏怖する疫鬼であつた。<sup>(236)</sup>楽馬山一帯の里人たちが、この妖獸を悪疫の神と信じていたことは、そのよび名にもうかがわれる。猴字の旁は戻乖の戻であるが、しばしば癘と通じて用いられる。たとえば、「墨子」中の「疾畜戻疫」(尚同中)の文字は、戻聲転の一例である。<sup>(237)</sup>いわゆる「文字の疾病」で、そのよび名の猴が癘疾を連想させる故に、これを疫鬼と信じるようになったとも考えられるが、むしろ、この赤毛の妖獸が疫神とされるが故に、癘(戻)の名でよばれ、これが四足獸であると考えられていたがため、才偏をもつた猴の文字で表示されたものと推論される。

楽馬山麓の人々が猴とよんだこの赤毛の山獸は、おそらくは、土地によつて、異なるよび名をもつていたであろう。北中国の、おそらくは雁門からほど遠からぬ梁渠山にも、赤毛のハリネズミに似た獸が棲み、この地方では、居暨の名でこれをよんでいる。

梁渠ノ山……修水ハ焉コニ出デテ東流シテ雁門に注グ 其ノ獸ハ居暨多シ 其ノ状ハ彙ノ如クニシテ而カモ赤キ毛ナリ 其ノ音ハ豚ノ如シ

北山経次二

ただし、この居暨には信仰・伝承についての記載はない。従つて、これは単に梁渠山に棲息していた奇獸を記録したも

のであるのか、それとも、ままみられるように、この居蟹の神としての顕現や、その所業について記録した後半部が脱落して、今に伝わらないのであろうか。ハリネズミの類 *Erinaceus* の多棲地帯が、北方中国であるという zoological な分布に<sup>(239)</sup>対応する点から、仮に、上述の梁渠山の居蟹の記事を、棘蝟属に関する動物学上の記録であると解するとしても、楽馬山の猿をも、同じカテゴリーの記録とはみるべきでない。後世の変事であるが、南燕の主超が、南郊で祭祀を行なつたときのこと、

獸有り。鼠ノ如クニシテ而カモ赤シ。大キサハ馬ノ如シ。来リテ壇ノ側ニ至ル。須臾ニシテ、大イニ風フキ、昼晦シ。<sup>(240)</sup>と伝えられている。楽馬山上の猿は疫神。五胡の世に、非漢族の慕容氏が山東でみたこの妖獸は大風の怪で、それぞれ神の所業に相違はあるが、その示現の姿が似るばかりか、ともに去来して、人々に不幸・災禍をもたらすという質的な一致点がある。とにかく、中山経に記録された楽馬山の涙はたんなる棘蝟科の獸ではない。この地方に、これを凶神とし、疫神として怖れた民間信仰のあつたことを、山経が誌したものであろう。

疾病の恐怖、ことに流行病に対する戦慄は、水旱蝗兵のそれに比して劣るものではない。猖蹶を極める癘疾は、たちまちの間に、一里一邑を屍の村と化し、国中を死の恐怖に陥らしめる。

今歳、癘疫有り。万民ノ勤苦シ、凍イ餒エテ、溝壑ノ中ニ転死スル者多ク有り。(「墨子」兼愛下)<sup>(241)</sup>  
という地獄のさまは、古代中国社会にたぐい稀れな悲劇であつたのではなからう。東方の太山に棲む蜚と呼ぶ獸神は、おそらく、このような大疫病をもたらす疫神であると信じられていたらしいのである。蜚はおのれに触れるものを塵殺し、天下に悪疫を蔓延させるといわれている。蜚が災害を働くことは、「春秋経」にもみえる。<sup>(242)</sup>ただし、それは今日も厨房などの陰湿に巢喰い、触れば悪臭を放つといゆるゴキブリ・アブラムシのたぐいの臭蟲で、病菌を運び、穀物などを荒ら

す害蟲である。<sup>(243)</sup>しかし、太山の蜚は、この臭蟲の蜚と同名ではあるが、その姿は異なる。それは牛状で、しかも一目であり、蛇の尾をもつ山の怪である。

太山……獸有り 其ノ状ハ牛ノ如クニシテ而カモ白キ首・一ツ目ナリ 而カモ蛇ノ尾アリ 其ノ名ヲ蜚ト曰ウ 水ヲ行ケバ則チ竭レ 草ヲ行ケバ則チ死ス 見ワルレバ則チ天下ニ疫アリ<sup>(244)</sup> 東山経次四

鳥形の疫神もあつた。

復州ノ山……鳥有り 其ノ状ハ鴉<sup>(245)</sup>ノ如クニシテ而カモ一足 彘ノ尾アリ 其ノ名ヲ跂踵ト曰ウ 見ワルレバ則チ其ノ国ニ大疫アリ 中山経次十

海外北経に跂踵国、「淮南子」墜形訓に跂踵民のことがみえ、それらは、その土地の住民が歩行するとき、踵を地面に著けない習性故の命名であるという。郭璞は、復州山の跂踵鳥もまた、このような脚跟をもつて行く鳥であるための名であるというが、一足の鳥という記述に即して解釈すれば、この跂踵鳥はむしろ、前述の火の怪・畢方鳥に似る。その示顯の姿は詳らかではないが、少なくとも近年まで、独脚の疾病神信仰が中国の民間に行なわれていた。華中では、大晦日の夜に迎える神々の中に、<sup>(246)</sup>独脚神がおり、この神が寢室に疾病の種子を蒔くという伝承を人々は信じ、除夕には早々にねやのとばりをおろすのである。<sup>(246)</sup>一本足の異形神が疾病をもたらすという俗信は、「神異経」・「永嘉記」などの書にもみえてゐる。それは山獠・木客などと呼ばれる独脚鬼で、人家に火を放つほか、悪疫をまきちらす。<sup>(247)</sup>これらの山獠・木客は、「形ハ人ノ如」き猿猴の属といわれるが、上述のように、この種の異形神は治鳥や畢方鳥と質的類似をもつてゐる。今、復州山の跂踵鳥と治鳥や畢方鳥との異同を論じ、その黒白を決する十分な資料もないが、復州山地方では、跂踵を疫病神として、その出現をおそれており、しかも、その疫神は独脚の鳥の姿をもつて示現すると信じられていたらしい可能性

を、以上の若干の資料は示唆するのである。

礮山の契鉤もまた、怪鳥の姿の癘鬼であつたらしい。

礮山……鳥有り 其ノ状ハ鳧ノ如クニシテ而カモ鼠ノ尾アリ 善ク木ニ登ル 其ノ名ヲ契鉤ト曰ウ 見ワルレバ則チ其ノ国ニ疫多シ

東山経次二

猖蹶をきわめる流行病は山沢に棲む癘鬼・厄病神の仕業であつた。それらの鬼神が、疫病をひきおこし、各地に蔓延させて、多くの人命を奪うと信じていたから、古代中国の人々は、それらを祀つて、その祟りからまぬがれることを祈り、あるいは、威嚇して、それを驅逐・撃攘しようとして試みたのである。方相氏の管掌する追儼儀礼にも、癘疾の鬼神を追放・撃退する呪的要素が含まれていた。「周礼」春官の

令シテ始メテ疫ヲ難馭ス(占夢)

とは、「方相氏ガ……百隸ヲ帥イテ之レガ為メニ疫癘ノ鬼ヲ馭ツ」<sup>(248)</sup>ことで、異形な疫鬼たちを遁走させるには、熊の皮をかぶり、四つ目という鬼面、鬼を驚ろかすような方相氏の容貌と、これに扈従する勢子たちの喧噪な喊声は、すこぶる効果的であつたであろう。追儼は為政者が大歳の節日に催す年中行事であるが、類似の通過儀礼は民間にもあつたろう。また、疫病の流行時には、おそらく、臨時の儀礼が中央・地方を問わずに、とり行なわれたに違いない。「黔首ニ疾多シ……撃鼓噪呼シテ、疫ヲ逐イ、魅ヲ出ス」<sup>(249)</sup>「莊子」のは、当時、一般の巷間路傍で行なわれた疫神撃退の儀礼習俗であつたのである。

註

(233) 「左伝」昭公元年の条、および「史記」鄭世家

(234) 「莊子」逸篇「黔首ニ疫多シ……以ツテ魅ノ祟リトナス」(守屋「荆楚歳時記 中国民俗の歴史的研究」東京 帝国

書院 昭和二五年 一八頁参照)

(235) 「爾雅」釈猛に 彙 毛刺 その郭注は 今 蝟 状以鼠  
「説文」螽 蟲 似豪猪 或作蝟 北山経次二 梁渠之山の条  
の彙字の郭注は 似鼠赤毛如刺猬也

(236) 中山経次十一の山々について、畢沅が 此経之山在河南陝  
州南陽府也 というに従った。(「山海経新校正」)

(237) 「問詁」漢書食貨志顔注云 戾 惡氣也 案戾疫即兼愛下  
篇之癘疫 戾癘一声之転

(238) たとえば、西山経次四に

鳥鼠同穴之山……渭水出焉東流注于河 其中多鱖魚 其状如鱸  
魚 動則其邑有大兵

の文に、郭璞は 或脱無從動則以下語者 と注するのを察すれ  
ば、動以下の文なき一書があつたことが想像される。

(239) 棘毛のあるいわゆるハリネズミ(猬、棘蝟、毛棘) Erinac-  
cus L. 属であるホクンハリネズミ(E. europaeus dealbatus  
Swinhoe) は河北、山東、江蘇、湖北、陝西や旧満州西部に、  
同じくユリンハリネズミ(E. e. midon Thomas) は陝西省  
榆林地方に多棲するといわれる。(阿部余四男「支那哺乳動物誌」  
二〇二―五頁)

(240) 崔鴻「十六国春秋」

(241) いわゆる泰山ではない。泰山は東山経次に収録されてい  
る。泰山の比定は困難。泰山に関する記述が意外に少ない。あ  
るいは記事が分離され、その一部が四次の泰山の項に収録され

山川の神々(三)

ているのではないかと推理される。

(242) 莊公二十九年秋有蜚、その「左伝」には秋有蜚為災也

(243) 「説文」に 臭蟲 从蟲非声 蜚また負馨也 という。

(244) 「広韻」は東山経の文を引き、見則有兵役と作り、また、  
蜚を轆字に作っている。異本に基づいたものか。たゞし、轆字  
はこの怪獣が牛形である故に、牛偏に従つて作つたものである  
うが、四足獣を蟲の字を用いて表現する例は少なくない。(た  
とえば、虎を戾蟲と呼ぶ。「国語」秦語二)この蜚は 蛇尾をも  
つといわれるから、虫偏で示される可能性が多い。

(245) 「太平御覧」卷七四二に引く本経文では

復州之山 有企踵之鳥 如鴉 一足礙毛 見則其国中大疫  
とある。なお、郝引用の「太平御覧」本卷七二七(七二四の誤  
りか)では鴉字を雞字に作るという。

(246) 井岡咀芳「満支習俗考」(大阪・湯川弘文社 昭和十七年)

十一頁

(247) 「神異経」に 西方深山有人……名曰山猱……人犯之則發  
寒熱 蓋鬼魅耳 所在亦有之

「永嘉記」に 安国県有山鬼 形如人而一脚 人不敢犯之 能  
令人病及焚居也

なお、「永嘉記」は「永嘉郡記」と同一書か。「本草綱目」卷  
五一 狒狒の項参照。

(248) 鄭注に、疫は癘鬼のことで、「方相氏掌蒙熊皮 黄金四目  
……帥百隸 為之殴疫癘鬼也」という。

(一八五) 五一

(249)・(234) を参照。

第八節 その他の災神

山川の鬼神のなかには、以上にのべたもののほかにも、その去来には必ず何らかの不幸・害悪をもたらす怪神が少なかつた。耿山の朱獠や景山(山西省聞喜県南)<sup>(250)</sup>に棲む酸与もそれである。

耿山……獸有り 其ノ状ハ狐ノ如クニシテ而カモ魚翼アリ 其ノ名ヲ朱獠ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ訃ブ 見ワルレバ 則チ其ノ国ニ恐レ有り 東山經次二

景山……鳥有り 其ノ状ハ蛇ノ如クニシテ而カモ四翼・六目・三足ナリ 名ヲ酸与ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ訃ブ 見ワルレバ則チ其ノ邑ニ恐レ有り<sup>(251)</sup> 北山經次三

朱獠は有翼の獸、酸与は有翼・有足の蛇。ともに容姿がはなはだ怪異である。これらはどのような凶悪を働いて、里人たちに震愕させるのであろうか。

河南省南陽東北の豊山に棲む雍和もまた、出没して恐慌をひきおこす山の怪である。

豊山……獸有り 其ノ状ハ媛ノ如クニシテ赤キ目・赤キ喙・黄身ナリ 名ヲ雍和ト曰ウ 見ワルレバ則チ大イナル恐レ有り 中山經次十一

媛(猿猴)<sup>(252)</sup>に似るといわれるこの雍和は、黄ばんだ体毛に被われた歳へた怪猿か。<sup>(253)</sup>老いたる狒狒や巨猿をもつて山神を表象する俗信の例は少なくない。雍和が出現して、豊山山麓の邑里を震駭させるのは、人身犠牲の強要か、あるいは田畑の荒蕪化か。

山川の鬼神・怪物をのべた山経の記述は、ほとんど定型をもつ。それは、まず山川の名と、そこに棲む怪神の名をあげ、そしてその形姿、ときに啼鳴の声・その他の特性を描写し、さらに、それらの神的性格、すなわち、いかなる権能・靈驗を人間社会に垂れるのか、いわば、神の神たる所以を記述するという一定の形式をとっている。

つぎに、すでに紹介した西山経次四の

鳥鼠同穴ノ山……渭水ハ焉コニ出デテ東流シテ河ニ注グ 其ノ中ニ鱈魚多シ 其ク状ハ鱧魚ノ如シ 動ケバ則チ其ク邑ニ大兵有リ

の記述は、その型にはまつた典型文だが、「動ケバ則チ云々」の句の欠脱した一書のあることを郭璞が指摘している。この二つの点をもとに類推すれば、山川に棲む怪獣・奇鳥の名と、その異形との描写のみにとどまつて、その権勢についての記述を欠く左記の記録も、山経編録の当初からの体裁であつたのではなく、おそらく、のちの欠脱か、さもなければ、重複をさけての省略であつたにちがいない。

嶮嶮ノ山……獸有リ 其ノ状ハ馬身ニシテ而カモ鳥翼・人面・蛇尾ナリ 是レ好ンデ人ヲ挙グ 名ヲ湖孰ト曰ウ

西山経次四

挙は攫と音が近い。「人ヲ挙グ」とは人間を攫うことかと畢沅は<sup>(254)</sup>いう。もし、畢注のとおりならば、孰湖は人をさらつて喰う妖怪の類か。

帰山……獸有リ 其ノ状ハ麋羊ノ如クニシテ而カモ四角アリ 馬尾ニシテ距有リ 其ノ名ヲ驪ト曰ウ 北山経次三

乾山……獸有リ 其ノ状ハ牛ノ如クニシテ而カモ三足ナリ 其ノ名ヲ<sup>(255)</sup>獅ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ諛ブ 北山経次三

のほか、泰山の猗猗(東山経次一)<sup>(256)</sup> 北囂山の独谿(北山経次二)<sup>(257)</sup> 泰戲山の辣辣(北山経次三)などの山獣や、

三危ノ山……鳥有リ 一首ニシテ而カモ三身 其ノ状ハ鸚ノ如シ 其ノ名ヲ鴟ト曰ウ 西山経次三

帰山……鳥有り 其ノ状ハ鵠ノ如シ 赤キ尾ニシテ六足アリ 其ノ名ヲ鵠ト曰ウ

北山経次三

などの怪鳥も、それぞれの山を棲み処とする山神・山鬼たちであり、おそらくは、去来して凶事を働く荒ぶる神として、里人たちの畏れはばかつた対象であつたらう。

剛水に棲む神虺についても、同じことが推測される。

剛山……剛水ハ焉コニ出デ、北流シテ渭ニ注グ 是コニ神虺多シ 其ノ状ハ人面・獸身・一足・一手ナリ 其ノ音ハ欽ズルガ如シ  
西山経次四

神虺とよばれ、かつ、これほどの異形のもものが、鬼神でなかるうはずもない。郭璞は「虺ハ亦タ魑魅ノ類ナリ」と注解し、「或イハ虺ニ作ル」という。虺もまた魑魅のたぐいであり、「玉篇」魅は厲鬼（「説文」）の意である。隻足隻手という属性は、夔ないし山魃・山獯を連想させる。とすれば、剛水の神虺は疫病神であつたらうか。

山経が山川の鬼神・怪物を記述して、その名、その示現の霊姿、そしてその権勢におよぶものが、本来の完文であつた。剛水の神虺（西山経）嶮嶮山の孰湖（西山経）などのように、その稜威について説明なきもの、豺山の水鬼（東山経）や罽于母逢山および嶮嶮山の早鬼（北山経および西山経<sup>258</sup>）のように、そのよび名を明示せぬものなど、その一部を欠くものもあるが、それらは、山経成立当初からの欠落であつたと考えられない。それらのブランクは、多くは、のちの世の遺佚とみるべきで、山経の編録時には、しかるべき語・句が備わつて完結していたものであろう。思うに、それが山川の鬼神・怪物を叙述し、収録する上での、必要にして十分なる条件ではなかつたか。そして、この点に、かつて、山経を編んで鬼神・怪物を収録する一つの有力な眼目がこめられていたと考えられるのである。

註

(250) 「山海經新校正」に、畢沅は 山在今山西聞喜南……隋書地理志云聞喜有景山と、「山海經箋疏」に、郝懿行は 太平寰宇記云山在聞喜東南十八里……というによる。

(251) 郭注に 或曰食之不醉 とある。この酸与の肉が 酔い止めの妙薬であるという一書のあるを伝えたものか。

(252) 「説文」に 猿 善猿 禺属 「爾雅」積獸 に 猿暖 善暖

(253) 「広韻」 猿 猿猴五百歳 化為獯 黃身は歳経て黄毛に 被れた貌であろう。黄は老人の髪の色を意味する(黄鼈倪齒)。

(254) 畢沅は 其言攫人の意という。(「山海經新校正」) なお、郭璞の注は 喜抱挙人

(255) 「説文」に 獬 豕属也 从豕原声 讀如桓 とある。「逸周書」によれば、獬有爪而不敢以撼(周祝解)、「集韻」では獬或獬・𧢲 とあるから、獬を豪猪に比定することができるが、段注(「説文」猪の条)を俟つまでもなく、ヤマアラシの眷族とはみなしがたい。ことに、これが三足であるから、鬼神・山怪の表象とみるべし。

(256) 泰山……有獸焉 其状如豚而有珠 名曰狢狢 東山經次一「玉篇」に「広韻」に狢・狢を、豚に似て泰山に出るものと説くもの、「駢雅」に狢狢は珠豚(積獸)と積くものは、いずれも山經の文にもとづいた解説らしいが、珠有りの意味については、

言及する書がない。ただ、郭璞「山海經図讚」に 蚌則含珠 獸胡不可 狢狢如豚 被褐懷禍 患難無由 招之自我

とある。懷禍は「珠ヲ抱キテ悔有リ」の故事にならつた表現であろうが、その内容の詳細は不明。いわゆる珠豚につき、今に残らぬ伝承が晋代には遺つていたのかもしれない。なお、狢狢につき、郭注は 音如吟之恫、「匡謬」正俗に 関中呻吟為呻恫、「説文」に恫を 痛也一曰呻吟也 という。狢狢は擬声語か。

(257) 北羆之山……有獸焉 其状如虎而白身 犬首馬尾鬣鬣 名曰独谿 北山經次二

「説文」に谿 独谿 獸也 「広韻」に 谿 獸如赤豹五尾 なお、「説文通訓定声」には、似牂羊 出蜀北羆山中 犬首而馬尾 という。ただし、郝懿行は、蜀に北羆山とよぶ山なしという。朱駿声が谿を牂羊に似る云々という出典は不明。要は委細不明。

(258) 崦嵫之山……有鳥焉 其状如鴉而人面 雌身犬尾 其名自號也 見則其邑大旱 西山經次四 は、明らかに、この怪鳥のよび名が欠脱したものとみざるを得ない。其名自號也は、その名が擬声語なることの説明であるからである。

む す び

鬼神と山経(その一)

怪力乱神を語りたがらなかつた孔子は、もちろん、鬼神・怪物の知識がなかつたのではあるまい。むしろ、それらの実態に通暁していたからこそ、これらを遠ざけようと努めたというのが真相であろう。「史記」孔子世家に、問われて怪力乱神を語つた孔子の逸話がつている。ことの真偽は別として、この方面でも、孔子は博識であつたことを示唆する逸話である。

さて、孔子四十七・八才の歳のこと。呉が越を討ち、会稽山の城をこわしたとき、たまたま、車台にのせきれぬほどの、異体のしれない大きな骨を発見した。呉は使者をたてて、孔子に訊ねる。「なんの骨が最も大きいのか?」と。そのとき、孔子は

禹ガ羣神ヲ会稽山ニ致ス。防風氏ハ後<sup>オク</sup>レテ至ル。禹ハ殺シテ之レヲ戮ス。其ノ(骨ノ一)節ハ車ヲ専ラニス。此レ大ト為ス。

と応答した。呉の使者は、重ねて「誰ヲ神ト為スカ?」と問う。孔子はこれにも答えて、

山川ノ神ハ以ツテ天下ヲ綱紀スルニ足ル。其ノ守リヲ神ト為ス……防風氏ハ封禺山ヲ守ル……。

と説いた。つまり、山川には神々があり、それらが風雨によつて天下の人民に利害を与える。こうした鬼神の一つが防風氏で、これは封山・禺山にすむ巨軀の神であるというのである。

孔子世家には、これと前後して、もう一つのエピソードがみられる。魯の季桓子が地中から羊らしい獣を掘りだした。いつつて、「狗らしいものを手に入れたが……」といい、それがなにであるかを、孔子に訊ねると、孔子はこう答えて

いる。<sup>(260)</sup>

丘ノ聞クトコロヲ以ツテセバ、羊ナリ。丘ハ之レヲ聞ク。「木石ノ怪ハ夔魍魎、水ノ怪ハ竜罔象、土ノ怪ハ墳羊ナリ。」ト。

木石の怪、水の怪、土の怪と類別して総称したのは、怪物のそれぞれの棲み処<sup>か</sup>によつてであつた。夔魍魎は木石、すなわち山岳<sup>(261)</sup>に棲む怪物であり、竜罔象は川沢に巢喰う怪物の名であつた。ところで、それら怪物の棲む山といひ、川といひも、それは抽象的に土のもり上つた山岳丘陵一般を指し、漠然と水のある川谷湖沼をいつたのではない。山野を跳梁する野獸・禽鳥たりとも、彼らにはそれぞれの古巢がある。山怪・水怪たちも、いたずらに山沢を徘徊する無宿ものではない。それらにもきまつた繩張り、棲み処、その本貫があつたのである。晋の平公が澮のほとりで遇つた狸身・狐尾の山の怪は、首陽山の神とよばれ、<sup>(262)</sup>台駘は汾水の神といわれ、<sup>(263)</sup>そして、かの防風が封・禺山の山神であるとされたのは、いずれもその神座とする山川によつてであつた。

「周礼」地官の大司徒は

山林川沢邱陵墳衍原隰ノ名物（産物）ヲ弁ズ

ることを、その職責とするが、その管轄する磊磊たる峻岳・木竹の鬱蒼たる森林・大川や広い湖沼はいうにおよばず、高い丘陵や人里近き川岸や荒野・<sup>(264)</sup>湿原にいたるまで、鬼神・怪物が棲んでいた。こうした川沢の神・山林の神・丘陵の神・墳衍の神などを対象として、大司楽（「周礼」春官）が六楽を奏したのである。<sup>(265)</sup>「周礼」等について山林川沢その他の神々と、孔子が木石の怪・水の怪と総称した魍魎のたぐいとは、表現こそちがえ、決して異質の存在ではない。魍魎（蝮蝮・罔兩）・罔象、すなわち魍魎罔兩は、<sup>(266)</sup>山精・<sup>(267)</sup>水神・<sup>(268)</sup>草沢の神、あるいは山川の精物ともいわれ、<sup>(269)</sup>山神・水神の夔竜とならび称せられる超自然的存在である。そして、これらの山川の鬼神・怪物たちは、その定まつた山岳川谷に鎮座し、固有の

名をもつてよばれ、人々の畏崇する「ところの神々」であつた。

ただし、鬼神にも歴史があり、榮枯盛衰があつた。零落せる山川の神々は、いわゆる妖怪と化し、人里に出没しては、威嚇することをもつぱらにした。邽山の窮奇・鉤吾山の狛鴞・伊水の馬腹などは、こうした神の稜威を失墜し、乱暴化した山川の神々の落魄の姿である。これに対し、なお、神としての威光をとどめ、個性あるその権勢のゆえに、人々の畏怖の対象である鬼神があつた。空桑山に棲む水神の輪輪<sup>(271)</sup>や太華山の旱神の肥蠶<sup>(272)</sup>、太山に宿る疫み神の蜚<sup>(273)</sup>などがそれである。

ところで、楚が周王室の保持する鼎の大小・輕重を問うたのに対し、周大夫の王孫滿が応じて語つた鼎上の怪物論については、すでに略説した。この王孫滿の陳述の中で、とくに関心をよぶのはつぎの部分である。

昔、夏ノ方ニ徳ヲ有スルヤ、遠方ガ物ヲ凶シ、金ヲ九牧ニ貢セシメ、鼎ヲ鑄テ物ヲ象ドル。百物ニシテ之レガ備エヲ為シ、民ヲシテ神姦ヲ知ラシム。故ニ、民ガ川沢山林ニ入りテ不若ニ逢ワズ。魍魅罔両 能ク之レニ逢ウコトナシ。(「左伝」宣公三年の条)

竹添井々の指摘するように、<sup>(274)</sup>物とはこの文のあとの個所で換言されている魍魅罔両を意味する。また、「左伝」の記事とはほぼ同内容を記載している「論衡」儒増篇では、不若の文字が悪物の語におきかえられている。王孫滿の言葉の中の不若と神姦(神異姦怪)<sup>(275)</sup>と物と魍魅罔両とは、おおよそ同一概念をあらわすものとみられるのである。

物の原義(雑色の牛)<sup>(276)</sup>はとにかく、古史書中の物字の仮借的用法ははなはだ多様で、鬼・鬼神・魍魅などの意味に用いられる例が少なくない。「史記」封禪書の

物ヲシテ老ヲ卻ゾカシム。……竈ヲ祠ラバ則チ物ヲ致ス。物ヲ致シテ丹沙ハ化シ、黄金ト為ル可シ……。

という物は、方士の輩が交感し、驅使を試みる超自然的存在であり、鬼物<sup>(277)</sup>・鬼神<sup>(278)</sup>・神とも表現することのできるものであ

り、螭魅罔兩とも通じる存在であった。

他方、螭は「山神・獸形」<sup>(280)</sup>であり、魅は怪物とされ、また、彪とも書かれて、百物の神を意味した。<sup>(282)</sup>ともに山林に生じ、人を惑わし、人々に害を働くもの<sup>(283)</sup>、水旱の神や疫鬼など、各地の鬼神をさす。池田末利は、百物とは四方の凡百の小神たちをいうと説いたが、<sup>(284)</sup>かの各地の川沢山林にすむ鬼神・怪物こそ、まさに百物の神であり、これを具体的にいえば、山経に輯録された各地の山川に棲む妖怪や、水旱蝗兵・火災・疫癘などをもたらす鬼神、すなわち、上文に列挙し、解説してきた山川の神々にほかならない。

林巳奈夫は「左伝」の王孫滿の言辭は、青銅彝器のうえに、各地に棲むと信じられた百物・螭魅罔兩が鑄だされ、<sup>(285)</sup>ことを説明したもので、それら百物のあるものを、殷周時代の実際の遺物上の動物図紋中に指摘することができる<sup>(286)</sup>とし、それをいくつかの論文によつて、具体的に論証している。私もその可能性について小論を試みた。<sup>(286)</sup> 怪神のたぐいを図像化する習俗は、殷周以来の伝統であった。戦国の楚国には、先王の廟や公卿の祠堂の壁面に、古聖賢や天地山川神靈怪物などの図像を描く風俗があつたらしい。かの「楚辭」天問の成立に関する有力な一説は、屈原がトある宗廟の壁面の画題に問阿して詠いあげたというのであつた。天問にあまたの怪力乱神が登場していることは、周知のとおりである。怪物・鬼神の図像を、筆墨や鑿槌によつて造形化する習俗の一斑は、中原地方の漢代墓壁などにもみとめられる。さきに示した沂南漢墓の怪物闘争図もその一つであつた。

古青銅彝器や壁画上に visible に示された山川の鬼神・怪物のたぐいは、造形化の当然として、一目して、それらの実態をしりうる便利があるであろう。その実践・実効の有無は別の問題とすれば、王孫滿がいつたように、蒙昧な民に対し、たまたま、山沢に入った折、怪物の害を避けしめるべく、あらかじめ百物を承知させるには、怪物の図像を展示するの<sup>(287)</sup>が、もつとも簡便な方法であつたろう。しかし、鬼神・怪物はそれぞれ個有のよび名をもち、異つた容姿をとるように、

その稜威・所業にも特徴があつた。また、すでに強調したように、それらはいたずらに徘徊・飛遊するばかりの無宿ものではなく、定まつた神の座・棲み処をもつ。こうした鬼神・怪物の名と属性、そしてその権勢の一切をその居所である山川の名とともに記録したものが、ほかならぬ山経なのである。この書はまさに、鬼神・怪物・妖怪——そして、猛獣・怪禽・蝮蛇——の「民族誌」であつた。伝えられるように、もし「山海図」があり、その字解が「山海経」であるならば、それはまさに、鬼神らの *illustrated ethnography* ともいふべき書であつた。王孫滿流の効用論をもつてするならば、各地の山川林沢に棲む怪神をつぶさに輯録した山経は、ゆえあつて深山幽谷に立ちいる者に、その祟り、その禍害から回避させるためのガイドブックとなり得たであろう。

### 鬼神と山経(その二)

しかし、鬼神・怪物の領域である深山川谷に分け入る者のために、山経が有用な手引きとなつたとしても、この書の効用はそればかりではなく、あるいは、山経編録の主目的は、本来、この点にあつたのではなかつたであろう。むしろ、たま示現する鬼神・怪物がいかなる怪異であり、何某神であるかを識別するうえに、山経が必須の書であり、また、もつとも有効であつたであろう。しかし、このことは、山経が博識を好むものの虎の巻であつたという意味ではない。たとえば、未知未聞の鳥をさして、董仲舒が「これぞ山海経にいう重常の鳥と申す奇鳥であろう」と説いて、世人を感心させ、また、跣裸被髪で、しかもうしろ手に縛られ、片足に枷をはめられた異形の屍が、上郡の一墳墓中から発見されたニュースをきき、劉向が「山海経にいう式負の臣の危である。」と答え、<sup>(287)</sup>宣帝ならびに時の人々を驚かせ、

董・劉ヲシテ山海経ヲ読マザラシメバ、二疑ヲ定ムルコト能ワジ

と感服せしめたが、山経の効用は、このような単なる博学や世俗的功名心の資にあるのではもちろんない。山経の有用性

とは、より切実な社会生活上の必要に立つものであった。

鬼神・怪物がその稜威を示して、祟りや災禍をくだすのは、人々がそれらの靈域である山川に立ちいつて、これを侵すきとばかりではなかつたはずである。鬼神・怪物がみずからその棲み処である山林・水辺をでて、人間の領域である邑里や田間に接近し、侵入することが少なくない。神譴や災害はその際に、もたらされることが多かつたのである。山経が

「見ワルレバ則チ（災禍）アリ」

と記述しているものの多くは、むしろ、こうした場合をいつているのであろう。

水旱蝗兵や大火疫病その他の不幸・災難に際会して、人々はまず、これを何山の何某神の祟りか、何川の何某神の禍いかを判別する必要があつた。齊の桓公が孤竹を討つて、卑耳の溪谷にさしかかる少し手前で、みなれない矮小な神に遭遇した。これを管仲が「登山の神です」と答えたのは、<sup>288</sup>必しも山経の知識からであつたという証拠があるわけではないが、その異様な姿によつて、この神の本貫をしつた例話である。「周礼」春官に

凡ソ以ツテ神ニ仕エル者ハ三辰ノ灋（法）ヲ掌リ、以ツテ鬼神示（祇）ノ居ヲ猶ル

とあるが、鬼神を祭祀するため、まず、それらの神々の鎮座するところを明らかにしようとする場合には、山経は恰好な提要の書となり得たにちがいない。

祟り・災禍が何山・何川の何某神の所業かを識別する目的が奈辺にあるかは、多々弁ずるまでもない。件の鬼神がいずれの山沢に棲む某神であるかが判明すれば、人々は早々に、その怒りを柔らげ、その許しを乞うべく、それにふさわしい祭祀を催したのである。山経に記載されている山神の祭祀については、あとにのべるとおりだが、

山川ノ神ハ則チ水旱癘疫ノ災 是コニ於イテカ之レヲ禱ル

（「左伝」昭公元年の条）

の一条は、殃咎に遇つて、これをもたらした神を求めてまつる古代山川祭祀の抄録である。

水旱や火災・疫病などとしてあらわされた山川の鬼神の咎・祟りではあるが、そのあだする神は示現せず、それが何某神の業であるかを、容易に判断しかねることも少なくなかった。そのときは、早速に、卜人をたてて、その災いするもの、何山の何某神なるか？を問うて、しかるのち、祭祀を行なつた。献公十六年（B.C. 663）のとしのこと。晋は霍・魏・耿を伐つ。趙夙は一軍をひきいて霍を攻める。霍公求はたまらず敗走して、斉国にのがれた。ときに、大旱魃が晋の国を襲う。晋君はこの旱魃の因を卜つたところ、それは霍の太山の神の祟りとでた。そこでただちに、趙夙をよびよせ、斉に亡命中の霍の君を召させた。そして、故国の霍を復活させ、太山の祭祀を奉じさせた。お蔭で、さしもの大旱魃はやみ、晋国の作物は生氣をとりもどし、みよりの秋を迎えた。<sup>(289)</sup>晋の献公自身が太山の神を祀らず、敵対中の霍君を敢えて迎えて祭らせたのは、「神ハ非礼ヲ享ケズ」とする考えと、亡命中とはいえ、霍君が存命するため、その国土の山川の神は、当該諸侯の祭るべきもの<sup>(291)</sup>という思想とに基づいたものであろう。

景公の在位中の一年、大旱魃が斉国を襲つた。景公は群臣を召しだして、下問した。

天 雨フラザルコト久シ。民ハマサニ饑色有リ。吾人ヲシテトワシムルニ云ウ。祟リハ高山・広川ニ在リ……吾、河伯ヲ祠ラント欲ス。可カ？<sup>(292)</sup>

これも、災害をもたらす神を卜占によつて判じ、祀ろうとした事例である。正体・原籍未詳の鬼神を、直接「山海経」をひもといて判別し、それを祭祀・祈願した実例を、典拠をあげて確認することはできず、まして、その決着を卜占によつてなした場合などが少なくないとするれば、山経を、鬼神弁別の「一覧表」として性格づけることは、いささか困難ではある。しかし、たとえ、亀卜・筮卜などによるにしろ、巫祝の口を通じたにしろ、「何山の何神なり」と、実名をもつて宣るには、そう判決する者があらかじめ、山川の鬼神に関する知識がなければなるまい。少なくとも、夢の中に示現した鬼神を、

占夢者が、何某の山の何某神と判陰する場合、山経の内容のような知識が、まったく介入する余地がなかつたわけではなからう。晋の號公が、宗廟の西阿に立つ人面・白毛・虎爪の怪物を夢にみる。醒めて、史嚳を召して卜わせたところ、「君ノ言ノ如クバ則チ尊収」の神であると判じた。<sup>(293)</sup>その属性の描写はないが、尊収は西山経次三に泐山の山神として登録されている。<sup>(294)</sup>齊の景公が夢でみた、行く手を拒いで立つ二巨漢を占夢者にただすと、それは泰山の神とのこと。早速・祝史を召して、この神を祀つて、その禍をまぬがれたが、<sup>(295)</sup>占夢者が泰山の神なりと名のつたのは、すべてを口にまかせての宣告ではあるまい。

### 神々の来歴

ところで、妖怪すら祭祀を享けて人々の願いもきき、保護もする前歴があつた。諸々方々の山川にやどり、示現しては、人々を悩ます鬼神たちも、はじめから邪悪な鬼神・怪物ではなかつたはずである。殷周青銅器上の図象記号のなかに、百物・鬼神の範疇に属するもののあることを指摘した林巳奈夫は、これに立脚して、百物・鬼神類の前身は、氏族によつて祭祀されてきた族神であり、ある種の図象記号は、その神像ないし、それをシンボライズする記号に由来するといふ。つまり、鬼神・魑魅は、歴史の推移による氏族の浮沈・興亡のなかで、族神的性格を失なつていつた神々だつたのである。<sup>(296)</sup>「神ハ非類ヲ歌ケズ。民ハ非族ヲ祀ラズ。」(「左伝」僖公十年の条)とされ、孔子もこれを礼として支持した。<sup>(297)</sup>周の武王が微子啓をたてて、殷族が常祀してきた桑林の神をまつらせた一件が、ことのほか美談であつたのは、これを逆説すれば、一族・一国の衰微滅亡にともなつて、同族子孫によつて常祀されざる族神が少なくなつたことを物語る。仮りに、その祭祀を保存するものがあるとするれば、地方の祭官に墮したのか、あるいは民間で巫祝を営むものか、さもなくば、「神にへつらうもの」であつたらう。ともあれそれは、族祖的神が地縁的神へ変容していつたことを示唆する。

族祖神の地縁神への移行については、赤塚忠も甲骨文を中心に論証している。殷虚卜辞のなかに、河の祭祀関係記事が少なくないが、その対象の河神は、殷王朝の祭祀組織の中に抱摂される以前は、黄河の某水域の先住農耕民であつた河族の族神であり、おそらくそれは、牛状で表象されていた<sup>(298)</sup>という。また、善山の善は羊族の族神で、羊で表象されたほか、洹水は亘族が、簸山は簸族が、虎山は虎侯国がそれぞれまつる山川で、そこには、それぞれ族神が鎮まつていたものと類推されるとし、それら族祖的性格の神々は、やがて、殷の祭祀組織の枠内にくみいれられ、地縁的性格の神へのケースをたどつたことは、河神と同じであろう<sup>(299)</sup>という。

山川の鬼神の先行形態のなかに、族祖神の性格のみとめられるものがあるとして、それらの族神がなぜ、山岳川沢に棲むのか？族神がなに故に、河水・洹水・善山・簸山のような山川にかずけて祭られたのであろうか？羊族や、羊形の人で表象された族神をまつる羌族の場合について、山岳地に居住の本拠において、羊を牧養する彼らが、羊群を保護し、繁殖させるものとして、その地の山岳を聖地として崇拜し、そこに羊形または半人半羊形で表象された族神が坐いまますものと考えていたと、赤塚はみている。そして「雨は牧養にとつても至大な関係がある。……山住生活にとつて雨は畏怖すべき現象」であるとし、山岳が人間に利害の多い風雨の発源するところであることを指示した<sup>(300)</sup>。

神が山川に鎮座するという信仰に関して、もつとも根源的なことは、山林川谷、ことに高山・大川は人間生活の圏外にあること、そして人跡の及ばざる場所は、人間にとつて未知の空間であり、未知の空間は神秘の世界であることである。そこは、たまたま、垣間見るものをして、神秘的な身ぶるいのするような畏しさを抱かせ、超自然力の存在を感じさせずにはおかない。しかも、山川は人間社会とまったく断絶した別のコスモスではない。人々の生活をおびやかす暴風、多雨と洪水、あるいは寡雨と旱魃などの災害は、その未知の神秘的な外界から襲つてくる。それとともに、「山川ハ能ク百里ヲ潤ス」(「春秋経」僖公三十一年の条)とところで、人間生活に不可欠なる水は、その超自然的存在の支配する世界か

ら流れくる恩沢であつた。

しかし、人々をして、もつともヌミノーゼ的感情を抱かせずにおかなかつたのは、天空にそびえる山岳であつた。高峻な山岳はそれ自体宗教的性格をもつ。高峰を Cosmic Mountain とし、天への階梯とする思想や、そこに死霊が赴くとする山中他界の觀念は、古代中国にみとめられるが、それも山岳が先験的にもつ宗教的性格に結びつく。

山岳は「怪多ク 雨・風・雲ヲ出ス所」(西山経次三符惕山)である。峰々は霧を吐きだし、雷鳴を發する。そして、雨水は山岳に生じ、河川は山岳の中にその源を發する。古代日本の祝詞に、川は「高山の末、短山の末よりさくなだりに落ちたぎ」るもの(「六月晦大祓」)水は山々より落ちくるとした。(「広瀬大忌祭」)川谷はその流れでる源が意識され、水源の山岳が問題とされた。つまり、川は山に還元され、そこに従属する。山経がすべての河川を、山岳を基準にしてのみ説きおこしているのも、そうした思想からであつた。

又 西六十里ヲ石脆ノ山ト曰ウ……灌水ハ焉レヨリ出デテ北流シテ禺水ニ注グ 其ノ中ニ流緒有リ……

又 西七十里ヲ英山ト曰ウ 禺水ハ焉レヨリ出デ北流シテ招水ニ注グ 其ノ中ニ鮮魚多シ……

又 西五十二里ヲ竹山ト曰ウ……竹水ハ焉レヨリ出デ北流シテ渭ニ注グ……丹水ハ焉レヨリ出デ東南流シテ洛水ニ注グ

西山経次一

山経に収録された河川はすべて、右の例文と同じ体裁に従つて記述されている。山川に関するこの書を、「山川経」とはよばずに、「山経」と称してきたのは、この山主川従の思想をシンボリックに示しているのである。

山岳の神々の中には、すでに例示したように、人間の姿をもつて表象されるものがある。すなわち、泰山の神が二丈夫で、登山の神が矮人の形で示現したのは、その例である。それを伝える資料は戦国期以降の書であるが、とにかく、その人格

神すらも、巨軀・矮小という異形神であつた。恙山の神が羊であらわされ、首陽山の神が狸身・狐尾であつたように、岳神の先行形態は動物表象神であり、それらがしだいに人格神的性格を帯びていったものと推測される。巨人・矮身の岳神は、そうした一つの過渡期的段階の神を示すものである。山経にも半人半獣の岳神がみられる。山経の五篇は、さらにおのおの若干の小次篇から構成され(西山・東山経は各四次篇、南山・北山経は三次篇、中山経は十二次篇の計二六次篇)その各末尾ごとに、山岳神の形姿が一括して記録されている。たとえば、南山経次三篇には、

凡ソ一十四山……其ノ神ハ皆ナ竜身ニシテ人面

西山経次二篇には

凡ソ十七山 其ノ十神ハ皆ナ人面ニシテ馬身 其ノ七神ハ皆ナ人面ニシテ牛身・四足ニシテ一臂ナリ 杖ヲ操リテ以ツテ行ク 是レ飛獸ノ神

北山経次三篇には

凡ソ二十五山……其ノ神ハ皆ナ人面・蛇身

とある。これらは動物神から人格神への過渡期的神表象とみられる。

山岳神が鳥獸・蟲・蛇の形をもつてあらわされたのはなぜか。神田喜一郎はかつて、山経の山岳信仰について、この疑問にふれ、それは山中にすむ動物に対する崇拜が主要素であつたと主張している。<sup>301)</sup> 山岳神の表象形成に、さまざまな容姿や習性をもつて、山中に出没する鳥獸や蝮蛇が無関係ではなかつたと考えるべきであろう。すでにみたように、<sup>302)</sup> 釐山の犀渠や余巖山の狢狢などの妖怪・鬼神に、巨犀やセンザンコウなどの異様な動物イメージのつよい影響がみとめられる。総じて、異形の鳥獸の形をもつて示現する上掲の山川の神々の中にも、同様な傾向の摘出できるものも少なくないであろう。

しかし、山川にすむ凡百の神々の誕生とその形成は、決して一元的に説明しつくせるものではあるまいし、事実、それ

は妥当な説明にはならないであろう。山経に記録された鬼神に限つてみても、果して、中国社会に胚胎・自生したものかどうか確証のない存在もある。昆侖の土螻はその一例にすぎないが、中国古代文化の成立経緯をあげつらうまでもなく、それは神々の世界でも予期すべき課題であろう。しかし、よしんば、神々の形成史を中国の風土のなかで構成するとしても、それはさまざまな、次元の異なつた神々の形成から説きおこすことから始められなければならないだろう。数ある山川の神々のなかには、自然界の神秘から感得された精霊や、そこに棲む動物イメージに発するものもある。しかし、他方、異族の語る神秘的な動物祖先やそれとの脈絡で用いられる諸標章、さらには、奇異と観ぜられる衣食住の習俗をいとなむ異族自体もまた、<sup>304</sup>山川の神觀念の形成に無縁であつたとは思われない。従つて、山川の神の前身は、先住民の族神ばかりであつたのではもとよりあるまいが、そうした族祖的性格をもつ神々すらも、歴史の変転のなかで、しだいに地縁の神へと移行することは、神格形成の大きい流れであつた。神々は「ところの神」とし、某山の神・某川の神として、地縁社会の人々の畏怖崇拝の対象とされた。こうした神々を、山岳の名により、あるいは川と谷の名にもとづいて記録したものが、ほかならぬ、山経なのである。

### 岳神の祭祀

ここで、言及のままに放置している半人半獣の山岳神の問題にたちもどる。山経のなかの半人格神は、つぎのような異形神としてあらわされていた。

凡ソ一十七山……其ノ神ノ状ハ皆ナ獸身・人面 脩ヲ載ク……

東山経次二

凡ソ九山……其ノ神ハ皆ナ人面ニシテ鳥身

中山経次二

ただし、山経五篇の各小次篇末の山岳神関係記事は、山川の鬼神についてのそれと体裁がちがう。この部分に収録された

神の権能については、東山経次三の例外を除いて、まったく説明がない。また、山川の鬼神がそれぞれ固有のよび名をもっているのに対して、これらは、単に「其ノ神」といわれるにすぎず、しいて名をもつとすれば、それぞれの山岳名をもつてよばれていたものと想像される。しかも、数山ときに数十の山々の岳神が、共通の形姿をもつ神として一括して扱われ、その祭式も画一化の傾向を示しており、その統合化が目立つ。この統一性は、山林川沢の百物の鬼神とは類別さるべき存在であることを物語っている。山経のこうした神々の類別意識にのつとつて、本稿の第八節に至る行間でとりあつかつてきた百物の神・山川の鬼神に対し、識別され画一化されたこれらの神々を、ここでは岳神とよぶことにするが、山経のこの差等化は、岳神についてののみ、その祠法を明示している点にも端的に示されている。たとえば、

凡ソ西次三経ノ首 崇吾ノ山ヨリ翼望ノ山ニ至ル 凡ソ二十三山 六千七百四十四里 其ノ神ノ状ハ皆ナ羊身・人面ナリ 其ノ祠ノ礼ハ一ツノ吉玉ヲ用ツテ瘞<sup>ウヰ</sup>ム 糝<sup>ウヰ</sup>ハ稷米ヲ用ウ

凡ソ北次二経ノ首 管涔ノ山自リ敦題ノ山ニ至ル 凡ソ十七山 五千六百九十里 其ノ神ハ皆ナ蛇身・人面ナリ 其ノ祠<sup>ウヰ</sup>ノ毛ハ一雄雞・雉ヲ用イテ瘞<sup>ウヰ</sup>ム 一璧一珪ヲ用ツテ投ジテ糝<sup>ウヰ</sup>ハセズ

(中山経次四) 凡ソ釐山ノ首 鹿蹄ノ山自リ卒扈ノ山ニ至ル 凡ソ九山 千六百七十里 其ノ神ノ状ハ皆ナ人面・獸身ナリ 其ノ祠<sup>ウヰ</sup>ノ毛ハ一白雞ヲ用ツテ祈リ而カモ糝<sup>ウヰ</sup>ハセズ 采ヲ以ツテ之レ(白雞)ニ衣<sup>カフ</sup>ル

(中山経次十) 凡ソ首陽山ノ首 首山自リ丙山ニ至ル凡ソ九山 二百六十七里 其ノ神ノ状ハ皆ナ竜身ニシテ而カモ人面ナリ 其ノ祠<sup>ウヰ</sup>ノ毛ハ一雄雞ヲ用ツテ瘞<sup>ウヰ</sup>ム 糝<sup>ウヰ</sup>ハ五種ノ精ヲ用ウ……驪山……其ノ祠<sup>ウヰ</sup>リハ酒、太牢ノ具ヲ羞<sup>ス</sup>メ 巫祝二人ヲ合ワセテ舞ワセ 一璧ヲ嬰<sup>オ</sup>ブ

山川にすむ超自然的存在を、山経は妖怪・鬼神、そして岳神の、大きく三つの階層に類別する。この超自然的存在の差

等は、当時の政治社会のそれに対応するもので、これはまた、山経の成立の経緯を示唆する。山経は、先秦時代、人々が山林藪沢をきり開き、その資源開発を積極的におし進めた時期を時代背景として生まれたものと考えられる。<sup>(305)</sup>そして、その頃、山川にすむ妖怪や魑魅、あるいは神々のもたらす禍福に対処する知識がつよくもとめられ、これに対応して、それらの知見が国家的・政治的立場に立つて輯録され、体裁を与えられて、ほぼ、今日みるような内容の山経が成立したものと考えられる。超自然界における階層は、その当時の政治体制を反映するものであつた。山川の神々の差等については、先秦の諸文献にも語られている。「尚書」の

山川ニ望シ 群神ニ徧シアマネ(舜典)

は、山川、すなわち「九州ノ名山・大川 五岳・四瀆ノ属」の神々を望祭し、群神、つまり「丘陵墳衍」などの鬼神や、「古ノ聖賢」すなわち、(祭法に所謂「神名帳」に載つている)ところの黄帝や顓頊や句竜などをあまねく祭ることの意味である。「周礼」に

血祭ヲ以ツテ社稷五祀五嶽ヲ祭り、貍沈ヲ以ツテ山林川沢ヲ祭り、ヒョクク鬻辜ヲ以ツテ四方百物ヲ祭ル。(大宗伯)  
のも、特定の高山の神と他の山沢の神々とを識別したもので、池田末利は、ここに示された祭祀上の等級性は、当時の政治社会体制に基づく封建礼制の表出である<sup>(307)</sup>ことを説いている。このことは「礼記」の

四坎壇ニ四方ヲ祭ルナリ。山林川谷丘陵ノ能ク雲ヲ出シ、風雨ヲ為シ、怪物ヲ見ワス、皆ナ神ト曰ウ。(祭法)

についても同じである。ここで、四方に設けられる一坎一壇で祭られる四方の神とは、山川の大なるもの、五嶽四瀆の存在の神々であるといわれる。<sup>(308)</sup>山経に輯録されている岳神のあいだには、さらにいく層かの差等が成立していたらしいが、<sup>(309)</sup>いわゆる五嶽思想に該当するものはみとめられない。山経と「礼記」その他の礼書との成立事情が相違したであろうから、記事・内容上に、判で押ししたような対応・吻合があるうはずもないが、祭祀等級性という大筋においては、山経も礼書

の埒外ではない。しいて比較すれば、「礼記」のいう四方の神と怪物との差等は、山経の岳神と山川の鬼神・百物の神のそれに対応するものである。ただし、怪物は四方の神の手段であり、そのさしずによつて出没するものだという「礼記」の怪物観は、のちの祥瑞思想にほとんど近い。山経にみられる百物の神・山川の鬼神は、それ自身神格をもち、独立した存在である。岳神たちとのあいだの等差は、本質的な相違ではなかつた。

山経五篇の各小次篇の末尾に、総括して記録されている岳神群のなかに、半人半獸、あるいは半人半鳥の神とならんで、つぎのような神々もある。

凡ソ十山……其ノ神ノ状ハ皆ナ鳥身ニシテ而カモ竜首

(南山経次一)

凡ソ十六山 其ノ神ノ状ハ皆ナ馬身ニシテ而カモ竜首

(中山経次九)

これらは異形の動物神であり、山川の鬼神とかわらない。他方、崦嵫山の孰湖や剛水の神媿が、ともに人面・獸身(ともに西山経次四)であり、鹿台山の鳧篋が人面・鳥身(西山経次二)であるように、山川の百物・鬼神のなかにも、半人神がみとめられるのである。また、つぎのように、北山経次三の岳神群のなかでは、動物異形神と半人半獸神とが同列にあつかわれている。これらの事実は、両者の同質性を物語るものである。

凡ソ四十六山……其ノ神ノ状 皆ナ馬身ニシテ而カモ人面ナル者ハ廿神 其レ之レヲ祠ルニハ皆ナ一ツノ藻莖ヲ以ツテシ 之レヲ瘞ム 其ノ十四神ノ状ハ皆ナ屍身ニシテ而カモ玉ヲ載ク 其レ之レヲ祠ルニハ皆ナ玉ヲ瘞メズ 其ノ十神ノ状ハ皆ナ屍身ニシテ而カモ八足・蛇尾ナリ 其レ之レヲ祠ルニハ皆ナ一ツノ璧ヲ用ツテシ 之レヲ瘞ム 大凡ソ四十四神 皆ナ稌糈米ヲ用ウ 皆ナ火食セズ

岳神と山川の百物・鬼神の属性的な同一性は、前者の前歴が後者のそれと本質的に、かわるものでなかつたことを意味するものと想像されるが、ただし、これを他の書によつて確証することは至難である。

さて、数山、ときには二十数山をかぞえる一群の山の岳神が、まったく均一の属性をもっていたとすれば、それは不合理である。神田喜一郎が、これを個々の山にそれ／＼の岳神があつたのを、しいて統一した痕迹ありとみたのは妥当である。そして、その統一は、山経が書きあげられる際に、全篇の体裁をととのえるためなされた<sup>310</sup>とみたのも、多分、妥当性のある解釈であろう。ただし、この画一化のすべてを山経編著者の手に帰するとみたのであるならば、そこには問題がある。山経の編録当時、いくつかの山々を一括して祀る祭式があつたとすれば、岳神の統一は山経編著者の発想によるものとはいえないであろうし、まして、彼の勝手都合や恣意の所産ではなかつたとみなければならない。実は、晋侯が病いの床について三か月。その間、<sup>311</sup>ふだんは望祀していた山川の神々をのこらずまつて、国君の平癒を祈願すべく、それぞれ<sup>311</sup>の土地に家臣をつかわしている。「左伝」昭公七年の条）この記事はいくつかの興味ある問題にふれている。山川の神が病氣回復祈願の対象であることは、これらの神々が疫病をもたらすと考えられていたこと、晋の殿様のながの患いが、某山・某川の神の祟りかが容易に判じ得なかつたために、国内各地の山川の神を、いちいち祭祀したのではなかるうかと推測されることなどが、それである。しかし、ここでもつとも注目されるのは、ふだんの山川の神々の祭祀方法といわれる望祭である。遙かに望んで山岳を祭祀する場合、おのずから、一連の山並みをまつるようになるのは道理である。東西南北の四方に坎壇を設けて、四方の山川の神々を、一時に祭祀する超形式主義（「礼記」祭法）は別として、望見する山々や、はるか平原の彼方にかすんでみえない山岳の神々を、一山ずついちいち、そしてちがった祠法でまつる煩雑は、当然さけられたであろう。望祭という祭祀様式と、岳神の一括祭祀とのあいだの因果関係の有無は確かめがたいが、両者は結びつく可能性をもっている。ただし、山経のなかでの岳神統合化は、むしろ、不整一で、矛盾もあり、決して図式的なものにはなっていない。それだけに、編録者のまつたくの作為的所産とはみられないのである。とにかく、当時、いくつかの岳神をあわせてする望祭が実修されており、その知識が山経著録者の頭のなかにあつたのではなかつたらうか。実は、す

でに殷代に、数山を合祀する祭祀形式が行なわれていたことを物語るいくつかの卜辞がある。

丁丑 トス 五山ニススメンカ 惟ニ在リ 二月ニトス

(鄴 三、四〇、一〇IV)

甲甲 トス 十山ニ莒センカ

(拾掇二二五九IV)

母山ニ奉ランカ 子山ニ奉ランカ

(粹四一七IV)

癸未 トス ソレ十山 母子山ニ燔センカ 雨アリヤ

(庫一一〇七IV)

五・十は数詞であろう。従つて、五山・十山は固有の名称ではあるまいし、母山・子山は、両山が序次の関係にあることを物語るものであろう。<sup>(312)</sup>とすれば、いくつかの山岳を一括祭祀する様式が、すでに殷代にあつた可能性がこい。山経の岳神統合は、編録上の単なる体裁のためとのみみるのは妥当ではあるまい。

山岳には高低あり、深淺遠近あり、また、突兀の峰もあれば、鬱林の山もある。同じく山を神聖視するにしても、望む者をして抱かせるヌミノトゼにも相違があり、そこに観想する神霊の存在にも変差があつた。神格序位の形成には、おそらく、歴史的素因なども働いていたにちがいないが、とくに険峻な高峰や、泰山のごとき孤峭する山岳に、権勢ある岳神が宿るといふ信仰が醸成されるのが常であつた。「抱朴子」に

山ハ大小ト無ク 皆ナ神霊有リ。山大ナレバ則チ神モ大、山小ナレバ即チ神モ小。

(内篇登涉)

であるときみる山岳神観は、原理的には、先秦の世にあつても、相違のあるうはずもない。五嶽思想や名山信仰の形成と確立は、ときの政治イデオロギーとつながりをもつものだが、秀峰・高山などの特殊な山岳に偉大なる神霊が鎮座するという観念は、為政者のものとなるより以前の遙かの太古から、民心のなかに胚胎していた山岳神観であつたとみななければならぬ。おそらく、大なる山岳の大なる神が小なる山々の小なる神々の上に位し、それらを傘下におくという形で、山岳の神

々の階層主属の關係が形成されていったにちがいない。山経の岳神祭祀の統合化は、こうした傾向を背景にしておし進められたのであろう。

ところで、これら岳神たちの権能はどのようなものであつたらうか？これをいちいち具体的に知るよしもないが、幸い例外的に誌されている東山経次三の篇末の

尸胡ノ山自リ無皋ノ山ニ至ル凡ソ九山……其ノ神ノ状ハ皆ナ人身ニシテ而カモ羊角アリ……是ノ神ヤ見ワルレバ則チ風雨水 敗ヲ為ス

の一条は、尸胡山以下の岳神が、風神・水神の性格をもつ荒ぶる神でもあつて、その点では、人面・獸身の合窳（東山経次四）など、本稿の第二節以下に紹介した水神その他の神々とえらぶところのない存在であることがしられる。爾余の岳神も、おそらく、ときに、水旱ないし疫疾などの災禍をくだすこともあつたと想像して誤りがなからう。献公の治世、晋を襲つた大旱魃は、霍太山の神の祟りであつた（「史記」趙世家）のは、岳神も仇・禍いをする神であつた一例である。岳神は山川の鬼神に比較して、絶対的・異質的神であつたのではない。

しかし、山岳の記述体裁にも具象されるように、岳神は山川の鬼神とは識別されるべき存在であつた。旱魃をくだした霍太山の神は、人々の入念な祭祀に対しては豊穰を与えたのである。（「史記」趙世家）岳神は、祭祀によつて福を期待しうるいわゆる神であつた。出没して仇をする山川の百物・鬼神たちにするように、人々はひたすらその怒りを鎮め、その宥恕を乞うのみでもなければ、まして、呪術・威嚇によつてそれを驅逐することをもつばらにしたのでもない。岳神たちは、予じめ、祭祀によつてする人々の招福避邪の祈願をききいれ、秋のみり、家畜の繁殖、人々の無病息災等の保証をもする保護神でもあつた。中山経次六の末尾に

凡ソ縞羝ノ山ノ首 平逢ノ山自リ陽華ノ山ニ至ル凡ソ十四山七百九十里 嶽ハ其ノ中ニ在リ 六月ヲ以ツテ之レヲ祭ル

諸嶽ノ祠法ノ如クスレバ則チ天下安寧ナリ

とある。この中の嶽とは、郭璞は、中嶽のことであろうといい、郝懿行は、華山をさすというが、<sup>(313)</sup>そのいずれも、中山経次六の本文中には見当らない。あるいは脱落があつたのかもしれないが、上記の文から推測すれば、諸山岳、ないしは特定の山岳の神をまつる所定の祠法とともに、祭日も定まつていたことがわかる。もつとも、岳神祭祀の時期を明示しているのは、山経五篇の、計二六小次篇中、中山経次六のこの一篇のみであり、また、それが、とくに嶽とよばれる特定の山岳に限定したものかもしれないし、六月云々の文は、あるいは、本文ではなく、のちの注記であるのかもしれない。しかし、仮りに注記の文であつたにしろ、岳神に対して人々が、ことあるごとの臨時の祭儀はもちろん、四季の定まつた月日を祭日として、恒例の祭祀をもつて、寿ぎ、かつ祭つたであろうことを想像させるに足るものがある。

## 要 約

山川の鬼神・妖怪の属性とその棲み処を記述した山経は、山林藪沢に立ちいる者にとつて、怪物の害を避けるうえの手引きとなつたであろうし、これはまた、祟り・禍いする山川の神々の正体を判別して、それに宥恕を請い、あるいは、それを撃攘しようとする者にとつて、有効なる書でもあつたであろう。しかし、圧倒的な勢威をもつて君臨し、人々の不幸を支配したのが岳神であつた。山経はそれら岳神の祭祀方法について具体的に記録した書でもあつた。山経は好んで怪力乱神を語るものでは、もちろんなかつたのである。

人倫関係の改善や社会秩序の確立によつて、世の平和と人々の幸福を期待しうると主張する者にとつて、山川に棲む神々は敬して遠ざくべきものであり、あるいは、否定すべきものですらあつた。しかし、山川に出没する妖怪の存在を信じ、ておびえ、去来する鬼神の怒りに恐怖する人々は、変わることもなく多かつた。已然として人々は、雲を湧出する峰々に神

靈の存在を觀じ、「山川ノ神ハ則チ水旱癘疫ノ災」をくだし、あるいはまた、「能ク百里ヲ潤ス」恩沢を賜うものと信じていた。

山川の超自然的存在がこの世の禍福を左右するものと信じる社会にとつて、その超自然的存在について誌した山経は、決して、虚誕の書ではなかつたのである。山経は古代中国の邑里にくらす人々の伝来の民間信仰と、それらにかかわる日々のなりわいの苦悩とをふまえ、これに対処せんとする者——おそらくは、巫祝たちの儀礼の書としての一面をもつものである。山経はたしかに一つの実用の書であつた。

「漢書」芸文志によれば、かつて

禎祥變怪 二十一卷

人鬼精物六畜變怪 二十一卷

變怪誥咎 十三卷

執不祥効鬼物 八卷

請官除妖祥 十九卷

禳祀天文 十八卷

請禱致福 十九卷

請雨止雨 二十八卷

の諸書が存していたという。今日、これらの古書の具体的な内容は知るべくもないが、「禎祥變怪 二十一卷」・「人鬼精物六畜變怪 二十一卷」等は、その名から想像して、山経の記録している百物・怪力乱神の類が含まれていたであろうし、「執不祥効鬼物 八卷」・「請官除妖祥 十九卷」等には、これらの魑魅罔兩・神姦を除祓するための儀礼・呪術が説

かれていたとみられ、「請雨止雨 二十八卷」には、「現ワルレバ則チ大雨・現ワルレバ則チ大旱」を致す水神・旱鬼を宥和・祓除する呪術が記されていたとみられる。すなわち、これら一群の佚書の中には、山経の妖怪・百物の神々等に関する記述につながるものがあり、あるいは、その奥義書 Upanisad 的なものともいふべき書が含まれていると想像されるのである。他方、山経の岳神祭祀に関する記載自体は、どちらかというところ、礼書の体裁を帯びている。これらの点から、山経は「周礼」春官にみられる職掌に該当するもの、おそらくは祝史らの管轄するところではなかつたかと想像されるのであるが、山経と祝史・巫祝との関係については、稿を改めて考えることとする。

註

(259) 「国語」魯語下にもほぼ同文あり。

(260) 防風氏について、汪罔氏之君 守封禺山 為釐姓 在虞夏

商為汪罔於周為長翟 今謂之大人（「史記」孔子世家）とされる。韋昭の注「羣神謂主 山川之君為羣神之主 故謂之神也」

も、禹を実在の帝王とし、防風氏を人君とする司馬遷の見解に立つ附会である。群神は文字通り山川の神々で、封禺山（韋昭

注 封封山 禹禺山 在吳郡永安県）の風神とみるべきである。

う。越の地に防風神の祭事のあることが「述異記」にみえる。

「括地図」によれば、禹は二竜にまたがって防風氏征伐に向い、

防風神はこれを恐れて自刃したという。黄帝が蚩尤を伐ち、（本

論文第五節をみよ）禹が水鬼・巫支祁を捕え、軍山の麓に鎖で

つないで懲罰した（本論文第二節をみよ）などと比較すれば、

禹が防風を誅するという説話の中の防風は、巫支祁と同質の鬼

神類とみられる。

なお、禹が群神を会稽山に集める話は、黄帝が鬼神を泰山上に召集した伝承（「韓非子」十過）と同類。

(261) 韋昭注に 木石謂山也

(262) 「汲冢瑣語」（「太平御覽」卷二九一に引く）

(263) 本論文 第七節参照。

(264) 鄭玄注に 積石曰山 竹木曰林 注瀆曰川 水鍾曰沢 土

高曰邱 大阜曰陵 水崖曰墳 下平曰衍 高平曰原 下溼曰隰

(265) 凡六樂者一變而致羽 及川沢之示 再變而致羸物 及山林

之示 三變而致鱗物 及邱陵之示 四變而致毛物 及墳衍之示

五變而致介物 及土示 六變而致象物 及天神 なお、示は祇

（「周礼」 大宗伯の積文をみよ）

(266) 魯語 韋昭注他

(267) 「淮南子」道応訓 高誘注 および「左伝」宣公三年 杜

預注他 「周礼」壺涿氏 鄭玄注他

(268) 「文選」東京賦 薛綜注

(269) 「説文」螭字下

(270) 邦山の窮奇以下については本論文第一節参照。

(271) 本論文第二節参照。

(272) 本論文第三節参照。

(273) 本論文第七節参照。

(274) 「左氏会箋」

(275) 「左氏会箋」使民知神姦者使知神異姦怪也

(276) 物の原義は、雑色の牛をさし、それがさまざまな色や形のものという意味を帯びたというのが、王国維以来の通説である。

「観堂集林」卷六 釈物 加藤常賢「漢字ノ起原 (三) 東京・

財団法人斯文会 昭和二五年) 二六〇七頁

(277) 「史記」封禅書「使物卻老」の如淳注に「物 鬼物也」

(278) 「漢書」郊祀志上の 漢興 高祖初起 殺大蛇 有物曰蛇

の顔師古注に物謂鬼神

(279) 「漢書」武帝本紀 元封五年の条の 輯江淮物 の顔師古

注に、如淳を引いて 物 猶神也

(280) 「左伝」宣公三年の杜預注

(281) (280)に同じ。

(282) 「説文」彪字の項 或从未作魅

(283) 「周礼」春官の 凡以神仕者の物彪の鄭玄注に 百物之神曰彪

「左伝」文公十八年の杜預注 螭魅 山林異氣所生 為人

害者也

「史記」五帝本紀 集解曰螭魅 人面獸身四足 好惑人 山林

異氣所生 以為人害

(284) 池田末利「四方百物考」(前掲書) 一〇十三頁

(285) 林巳奈夫「殷周時代の遺物に表わされた鬼神」(前掲書)、

「殷周時代の図象記号」京都大学人文科学研究所「東方学報」

京都 第三九冊 昭和四三年三月)

(286) 伊藤清司「并逢と協脅と——古代シナのいわゆる怪力乱神

に関する一研究——」(前掲書)

(287) 「論衡」別通篇に「董仲舒睹重常之鳥 劉子政曉式負之尸

皆見山海經」

なお、海内西經の郭注を参照。

(288) 「管子」小問

(289) 「史記」趙世家

(290) 「論語」八佾 季氏旅於泰山 の集解に 包曰神不享非礼

林放尚知問礼 泰山之神 反不如林放邪 欲誣而祭之也

(291) 「礼記」祭法 有天下者祭百神 諸侯在其地則祭之 亡其

地則不祭

(292) 「晏子春秋」内篇諫上

(293) 「国語」晋語二 「左伝」昭公十七年の条もほぼ同文。

(294) 又西二百九十里曰 渤山 神孽収居之……西山経次三

(295) 「晏子春秋」諫上 本論文 第二節参照。

(296) 林巳奈夫「殷周青銅器の図象記号」(前掲書)

(297) 「論語」八佾 (290)を参照。

(298) 赤塚忠「殷王朝における河「易」の祭祀とその起源」(日

本甲骨学会「甲骨学」第四・五合併号 一九五六年十月)

(299) 赤塚忠「殷王朝における河「雋」の祭祀とその起源」(前掲書) 八四〜五頁、同「殷代における祈年の祭祀形態の復元」

(「甲骨学」第九号 一九六一年八月)

(300) 赤塚忠「殷代における祈年の祭祀形態の復元」(「前掲書」) 四〇頁

(301) 神田喜一郎「山海経より観たる支那古代の山嶽崇拜」(「支那学」第二卷第五号、大正十一年 三四二〜三頁)

(302) 本論文第一節および第四節参照。

(303) 松本信広「インドシナの地と人」(「東亞民族文化論攷」) 四五頁。

(304) 折口信夫「鬼と山人と」(「折口信夫全集」第十七卷 東京・中央公論社 昭和三十一年 四七五頁) その他

(305) 伊藤清司「山海経と鉄」(森嘉兵衛教授退官記念論文集「社会経済史の諸問題」昭和四四年 東京・法政大学出版) でこの点に若干 言及した。

(306) 「尚書」の伝に 九州名山大川五岳四瀆之属 皆一時望祭之 群神謂丘陵墳衍古之聖賢 皆祭之 なお、吉川幸次郎訳「尚書正義」第一冊(東京・岩波書店 昭和十五年) 二二〇頁 参照。

(307) 池田末利「四望・山川考」(大東文化大学漢学会「高田真治博士古稀記念論集」(昭和三八年) 同「礼文献に見える祭祀の等級性」(「広島大学文学部紀要」第十五号 昭和三四年)

(308) 池田末利「四方百物考」(前掲書) 五頁

(309) 山経中の岳神の差等については、別の論稿でとりあげる。

(310) 神田喜一郎「山海経より観たる支那古代の山嶽崇拜」(前掲書) 三四一〜二頁

(311) 晋侯有疾 韓宣子……曰 寡君寢疾 於今三月矣 竝走羣望 その杜注に 晋所望祀山川 皆走往祈禱

(312) 陳夢家「殷虚卜辞綜述」(北京・科学出版社 一九五六年) 五九六頁 および 赤塚忠「殷代における祈年の祭祀形態の復元」(「甲骨学」第九号) 三七頁

(313) 懿行案嶽当謂華山也 郭以為中嶽 蓋失之(「山海経箋疏」)